

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（土屋 忍君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番。1、再度、清掃収集業務委託等の是正を求めることについて。2、下田市公契約条例（公正賃金確保条例）の制定と地元企業優先発注の取り組みについて。3、下田メディカルセンターの現状と地域医療の課題について。4、安心安全で健全な海水浴場の開設について。

以上4件について、7番、沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の沢登英信でございます。

議長に紹介いただいた順に主旨質問を進めてまいりたいと思います。

まず、第1に、再度、清掃収集業務委託等の是正を求めることについてお尋ねをいたします。

私は、平成23年6月定例会において、情報開示されました公文書に基づき、株式会社栄協との不透明な関係を正す一般質問を行いました。

前市長が株式会社栄協の広瀬拓意会長から、市の市有地である下田配水池水道用地を貸す見返りを求められ、家庭ごみ収集等の委託を約束をし、その結果、6名の職員が解雇されたからであります。

質問の要旨は、以下の3点であります。

①市職員6人の解雇はやっていけない違法行為である。ひろせグループとの癒着、不正利益供与そのものである。

②有価物の処理方法についても、そこに不正利得の仕組みがある。

③下田配水池の賃貸借契約の交渉において、ひろせグループに委託することが決められて

おり、不正利益供与しているのではないか、こういう指摘をしたところであります。

株式会社栄協、代表取締役、菱沼 聖及び広瀬拓意会長は、私のこのときの発言を捉え、2,000万円の損害賠償請求訴訟を平成24年2月9日、静岡地方裁判所下田支部に起こしました。

それから、約2年後の平成26年1月9日、判決、主文は原告らの請求をいずれも棄却する、2、訴訟費用は原告らの負担とする。私の全面勝訴であります。

平成26年1月24日、東京高等裁判所に控訴され、平成26年5月14日、判決、平成26年5月31日、確定をいたしました。私のこれまた完全勝利と言えるものであります。

判決文の6ページを紹介いたしますと、事実及び理由、第3、争点に対する判断についての第3、当裁判所の判断、これは高等裁判所の判断という意味であります。以上によれば、下田市は、控訴人広瀬から配水池の用地、本件用地についての本件賃貸借契約を解除する旨の通知を受けたことを契機として、控訴人ら側と交渉を重ねた結果、控訴人ら側からの要望を受けて、従前下田市が行っていた家庭ごみ収集業務を控訴人会社に委託することとし、その結果、同業務に従事していた市の職員が職を失うことになったものとうかがわれるところ、本件指摘①のうち、やってはいけない違法行為、不正というのは、このようないささか理不尽と言うべき経緯によって、市の職員が失職したことを表現したものと解することができ、また、ひろせグループに属する控訴人会社が家庭ごみ収集を受託することによって、利益を受けることは疑いないから、これらの事実を合わせて不正な利益供与と表現したものと解することができる。

また、上記のような経緯を加えて、本件議会当時、家庭ごみ収集業務の委託に当たって入札が予定されていなかったこととあわせて考えれば、下田市とひろせグループとの関係を癒着と表現することが実態にそぐわないとは言えない。

さらに、本件指摘②について、控訴人会社が自らが収集した古紙類、アルミ・スチール缶を下田市内業者2から3者の見積価格（被控訴人の主張に照らすと、下田市民が下田市の清掃センターに持ち込んだ古紙類等を控訴人会社を含む業者が買い取る場合の見積価格であるとうかがわれる）によって、下田市から買い取ってこれを処分することになったものであるが、下田市民が下田市の清掃センターに持ち込んだ古紙類等を業者が買い取る場合の見積価格が、被控訴人の主張するように、古紙類等の量が少ないためコストがかかり、大量に収集する場合に比して低価となる可能性があることは否定できない。見積もりをする業者の中に、控訴人会社が含まれるのであれば、これらの業者の見積価格に基づいて控訴人会社自らが収

集した古紙類等を控訴人会社がい取り価格を決めることについては、その適正に疑問が生じる余地があることも否定できない。そうすると、有価物の処分の中に、不正利得の仕組みがあるとした本件指摘②も実態にそぐわないとは言えない。

したがって、本件指摘①及び本件指摘②は、これが意見ないし論評であるとするれば、その域を逸脱したものではないし、事実の摘示であるとしても、真実であるか、被控訴人が真実と信じるについて相当の理由があるというべきである。

次に、答申における当事者の主張に対する判断、8ページから9ページを紹介いたしますが、控訴人らが指摘する原判決後、議会報告の記載内容が控訴人らへの批判の程度を越えた誹謗中傷であるということもできない。

そして、以上に説示したところから明らかなおり、控訴人らの請求に理由がないのは、本件発言等、1から4の前提となった事実がその重要部分において真実であり、本件指摘①及び本件指摘②も、これが意見ないし論評であるとするれば、その域を逸脱したものではないことはもとより、事実の指摘であるとしても、真実であるか、被控訴人が真実と信じるについて相当の理由があるからであり、本件発言等、1から4が公益目的によるものであることのみによるものではないし、市議会議員であれば、いかなる発言を許されるとするものもない。

したがって、控訴人らの上記主張はいずれも採用できない。

4、結論、よって原判決は相当であるから、本控訴をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決をする。

東京高等裁判所第1民事部、裁判長裁判官、福田剛久、裁判官、石橋俊一、裁判官、小池将和、これが正本である。平成26年5月24日、東京高等裁判所第1民事部、裁判官書記官、富田竜弘。

このような判決をいただいたわけであります。

まず、1から3の先ほどの私の表現の下田市の特定の業者との癒着、不正利益供与についての事実が高裁で真実と認められたわけであります。

したがいまして、この是正を当局に直ちに求めるものであります。また、できる限り直営で収集等も進めていくということが今日求められているところであると思っておりますが、これらについての当局の見解をお尋ねをいたします。

次に、下田市は、控訴人、広瀬会長から出された下田配水池用地の賃貸借契約解除の目的とされた育林事業とは全く無関係の要求に対し、それに安易に応じて、控訴人会社に利益と

なる家庭ごみ収集業務の委託等を決定するに至ったものであります。契約期限を1年とされているのも現状ではないかと思えます。

したがって、この配水池を根拠にして交渉され、このような癒着関係を生み出したと言えるわけでありますので、下田配水池用地のこの賃貸借契約は、現在どのようになっているのかお尋ねをいたします。また、今後どのようにされるお考えなのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、下田市公契約条例（公正賃金確保条例）の制定と地元企業優先発注の取り組みについてお尋ねをいたします。

公契約条例とは、自治体が公共工事や業務委託を受注する元請け企業に対し、従事する労働者の賃金の最低基準を義務づける制度であります。したがって、公正賃金確保法や条例とも言われているところでもあります。

建築工事などの公共事業を国や市町村などが行う場合、民間の業者と請負契約を結びますが、この契約を公契約というわけであります。その契約書の中に、公共工事等で使用される労働者に公正な賃金と労働条件を保障する条項を設け、発注者、国や市などと請負業者が責任を負うことを定める条例で、あるいは法律であるわけであります。

公共工事等を請け負う業者は、建造物等の完成に責任を持つだけでなく、その建造物等を完成させるために使用する労働者に対し、公正な賃金、労働条件を保障することを契約書、いわゆる公契約の中で約束することになるわけであります。

2009年の9月、野田市で条例が成立した以降、2010年、川崎市、2011年、相模原市、多摩市、2012年には国分寺市、渋谷区で成立し、2012年12月には厚木市で条例が成立しております。公契約条例を持つ自治体は、全国で7自治体でございます。

労働者の賃金、労働条件の改善は、今日のデフレ不況を改善する最良の方法であると思えます。公共サービスの質の確保、さらに地域経済の活性化、地域再生にもつながるものであります。今こそまさに公正な発注ルールの確立が必要なときであると思えます。厚生労働や男女平等参画、あるいは障害者の雇用などにもかかわる条例となるものであります。

構造改革路線を進めてくる中で、まさに安ければいいという低価格入札が経済循環を壊し、サービスの質の低下を招いてきているのではないのでしょうか。その反省の上に、総合評価方式や最低制限価格制度が検討されてきている今日であろうと思えます。そこで、第一に、価格のみの入札から社会的価値の実現を目指す契約制度、政策入札で地域経済を変えることが求められているわけであります。

そこで、下田市公契約条例を制定することを当局に求めるところでございますが、当局のお考え、また庁内の検討委員会を設置するように、そして研究されるように求めるところでございます。

次に、地元企業優先発注の取り組みについてでございます。

下田市公共事業発注に関する請願が、皆さんご案内のように、下田市建設業組合、静岡県東部電気工事協同組合下田支部、下田市指定水道工事人協同組合から、平成23年の6月議会に提案され、全議員で可決したところであろうかと思えます。下田市が発注予定している大型建設工事（庁舎の新築、幼保再編事業、共同調理場整備事業等）をぜひとも下田市に事業所を構える地元業者に、優先的に発注するよう強く要望しますとしている内容のものであります。

そこで、このような下田市議会の議決をどのように当局は受けとめられてきたのか、お尋ねをしたいと思います。

また、地元企業優先発注等に係る実施方針や要綱、あるいは規則など、文書化すべきものと考えます。具体的に申し上げますと、その目的は、市が実施する地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用を推進するため、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、適正競争の原理のもと公平性を確保した上で、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図ることを目的とする条例ということになるかと思えます。

具体的には、給食の食材であるとか、あるいは学校の、あるいは病院の食材であるとか、看護用品であるとか、具体的に挙げましたら切りがない状態があるかと思えます。これらのものが地域経済の循環ではなく、大きな企業に吸い上げられていくというような事態が今日放置されていると、建設業だけではないと指摘をしておきたいと思うものでございます。

次に、下田メディカルセンターの現状と地域医療の課題についてをお尋ねをいたします。

下田メディカルセンターの現状であります。この4月の夜間、義理の母が血圧が上がり、息が大変息苦しくなり、心臓が悪いために、救急車で下田メディカルセンターに運ばれました。折りよく当直の医師に見ていただきまして、その日は入院させていただきました。大変ありがたい感謝をするところでございます。しかし、この医師は常勤医師ではないために、次の日はメディカルセンターにいらっしゃらないと、母は別の病院に転院せざるを得ないと、こういうことになりました。

また、日曜日に夕方庭の手入れをして、木の枝で目を払われたと、目が赤くなったと、こういう人のお話でございますが、月曜日にメディカルセンターに眼科の先生がいらっしゃる、

8時半に予約をしてくださいと、予約の電話を入れたところ、予約は10日後でなければ受けつけられません、診察できません、こういう返事であったと。市内の眼科に行かれたらどうかと。手術が必要な程度の目の傷であれば、静岡順天堂病院に行ってもらうしかない。こういう、看護師さんかと思いますが、電話であったというわけでありませう。これでは病院と言えるのかと、こういう苦情を私にぶつけてきたわけでありませう。

下田メディカルセンターは、平成24年5月に開院してから3年目を迎えておりますが、その現状について、当局は、市長は、どのようにお考えを、見解をお持ちなのかお尋ねをしたいと思います。

まず、医師・看護師の確保状況は、どのようになっているのか。

次に、第2次救急病院としての現状は、どのような実態となっているのか。

第3に、人間ドック等健康診断病院としての役割を強調したらどうかと思うわけでありませう。

先日の伊豆新聞で、下田市の特定健診が県下でも最下位だと、こういう報道がなされました。どういうわけで受診率がそんなに低いのかと。そして、健診の意義をどのようにお考えになっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

さらに、このところメディカルセンターのSMAの会計、また一部事務組合の会計、両会計を合わせて、赤字体質による存続の危機に陥るのではないかと、間もなく存続の危機に陥るのではないかと、こういう心配をせざるを得ないような状態になっているのではないかとと思いますが、この点について、どのような見解をお持ちなのかお尋ねをしたいと思います。

次に、地域医療の課題でございますが、まさに地域の下田賀茂地区の中核病院として建設されました下田メディカルセンター、第2次救急病院としての役割とその課題、きっちりと果たしていくことが求められていようかと思ひます。どこに改善すべき点があるのかお尋ねをしたいと思います。

また、地域にない診療科目をこの公立の病院で開設をしていくということが当然求められようかと思ひます。そういう観点からは産科開設の展望があるのかないのか、政策医療としての課題はどこでどのように議論され、それが進められていくことになるのかお尋ねをしたいと思います。

最後に、指定管理者でありますSMA、静岡メディカルアライアンスとの契約、このSMAの申請によれば、内科、外科、小児科で、常勤医師10名以上の確保、このことが指定条件の遵守条項となっております。これは、第1次救急病院としての最低確保しなければならな

い条件で、原資条件であるとされてきたと思います。これが確保されていないのではないかとと思いますが、下田市長として、また、下田メディカルセンターの管理者として、どのようにされるお考えなのか、早急に改善が求められている課題だと思いますので、あわせてお尋ねをいたします。

次に、安心安全で健全な海水浴場の開設についてをお尋ねをいたします。

今、皆さんご案内のように、あじさいまつりの開催中でございます。多くのお客さんが下田を訪れてくれることを期待をいたすところでございますが、観光立市、下田にとりまして、最大のイベントは、夏は海水浴場の開設ではないでしょうか。

昭和59年、173万人のお客さんが下田を、海水浴場を訪れてくださいました。それから平成23年度、例の東日本の災害のときには、これが47万5,000人に大変落ち込み、平成24年には65万1,000人から引き上がってまいりましたが、173万人と比べますと、半分以下という来遊客数の現状となっているわけであります。しかも65万1,000人のうち約37万人が白浜大浜にいらしてくださっている、こういう現状になっているわけであります。

そこで、白浜大浜海水浴場の問題点について、どのように市当局は認識をされておられるのか、まずお尋ねをいたします。若者を集め、不法営業の学校を開いているような残念な現状ではないのかと、こんな思いを私は持っているわけであります。

次に、吉佐美大浜海水浴場及び隣接地浜地の問題点について、同様にお尋ねをいたします。

ここもやはり浜地をプライベートビーチのように使っている、あるいはキャンプが行われているというような現状が吉佐美でも出ていようかと思うわけであります。何よりも白浜大浜海水浴場におきます、デリバリー等によります不法営業行為は、まさに長い間放置されてきたと言えるのではないかと思います。

そこで、これらを解決していくために、3番目の質問としまして、下田市海水浴場に関する条例のどこが問題点で実施されていないのかお尋ねをしたい。条例に問題があるなら、直せばよいし、条例の実施に問題があるなら、実施のための体制をきっちりと確立していこうということになると思うわけであります。

そして、下田市の海水浴場に関する条例第10条、審議会の設置がここで定められております。海水浴場の合理的な管理運営について必要な事項を協議するため、下田市海水浴場対策協議会を置き、委員20人以上をもって組織する、こう定められているわけであります。

地元代表者や警察関係者、静岡県土木事務所の浜地管理者、あるいは白浜観光協会の会長さんや漁協関係者、議員や弁護士、法律の専門家も入れ、これらの人たちに委員をお願い

をして、具体的な管理運営から下田市海水浴場に関する条例の内容まできっちり検討をしていく。そして、この問題をきっちりと解決していくという当局の姿勢が条例上からも、私は求められている、緊急を要する課題であると考えるものでございます。

そして、第6条の禁止行為、第7条中止の指示……

○議長（土屋 忍君） 5分前です。

○7番（沢登英信君） 第9条の罰則でございますが、第9条の1におきましては、これらの経営者、営業者につきましては30万円以下の罰金。そして、この営業者に使われていて実際にその不法行為を行うものについては、3万円以下の罰金の規定まであるわけでありまして。

これらの規定が一度でも実施されたことがあるのでしょうか。条例をきっちりと実施をしていく、こういうことが今求められていようかと思うわけでありまして。なぜ長い間、これらの条例の規定が適用されてこなかったのか。当局の見解をお尋ねをすると同時に、この問題の解決のために最大限の努力をされるよう要請をするところでございます。

そして最後に、伊豆下田市民通信、昭和54年10月15日発行の大分古い資料でございますが、紹介をしたいと思います。

当時の白浜観光協会長、金指鉄哉さんが白浜の観光についての文を書いております。海水浴場といえば白浜、白浜といえば海だと、そんなイメージの中で、白浜観光協会における年間の事業の幾つかを挙げると、4月、5月上旬、潮干狩りを実施、伊豆における最初の試みとして、2回目ながら成果も徐々に上がりつつあります。前年度投入のアサリの増殖、成長も著しく、板戸地区が一番成績がよく、原田板見港から浦戸磯沖にかけ、20年ほど前投入されたハマグリが巨大に成長し云々というぐあいを書いてございます。

海水浴場としての今日のある海水浴場は、私どもの先輩たちが一生懸命努力して立派な海水浴場にしてきたということの一例として、54年の文をご紹介をしたいと思います。

規制をするだけではなく、真に海水浴場としての170万人を取り戻すような海水浴場にしていくために、今、何をしていかなければならないのか。これは下田市の大きな課題として、私はあるのではないかと思うわけでございます。

以上で主旨質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、沢登議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、再度、清掃収集業務委託等の是正を求めることについてということではありますが、裁判の経緯につきましては、ただいま議員からご説明がありましたので、それを踏まえまして、市の考えをお答えさせていただきたいというふうに思います。

東京高等裁判所の判決の要旨としましては、下田市議会における沢登議員の一般質問、及びこれらに係る部分を記載した広報紙において、原告側についての発言等について違法性は認められないということから、原告側の請求は理由がないから棄却されたものというふうに理解しております。

下田市といたしましては、1の下田配水池の賃貸借契約の交渉において、ある特定企業に委託することが決められており、不正利益供与にしてはいいないかということの、この委託にかかわる不正利益供与、また、2としましての有価物の処理方法についても、そこに不正利得の仕組みがあるというようなものに対するもの、それから、3の市職員6人の解雇にかかる癒着、不正利益供与というもの、これらにつきまして、そのような不正、癒着等の事実はなかったというふうな認識でおります。

しかし、東京高裁の判断としまして、原判決を一部改めまして、争点に対する判断、(3)争点4というような書き方になっていますが、その違法性の有無について、「お」という項目の中で、次のように記載されております。先ほど沢登議員からもご紹介がありましたが、長文であります、正確を期するために、重複してお時間をいただくことで申しわけございませんが、判決文の一部を朗読させていただきたいというふうに思います。

東京高裁判決原文の抜粋といたしまして、「お」という項目に、以上によれば、下田市は、控訴人から配水池の用地についての本件賃貸借契約を解除する旨の通知を受けたことを契機として、控訴人ら側と交渉を重ねた結果、控訴人ら側からの要望を受けて、従前下田市が行っていた家庭ごみ収集業務を控訴人会社に委託することとし、その結果、同業務に従事していた市の職員が職を失うことになったものとうかがわれるところ、本件指摘の①のうち、やっつけられない違法行為、不正というのは、このようないささか理不尽と言うべき経緯によって、市の職員が失職したことを表現したものと解することができ、また、控訴人会社が家庭ごみ収集業務を受託することによって利益を受けることは疑いないから、これらの事実を合わせて不正な利益供与と表現したものと解することができる。

また、上記のような経緯に加えて、本件市議会当時、家庭ごみ収集業務の委託に当たって入札が予定されていなかったことをあわせ考えれば、下田市と控訴人ら側との関係を癒着と表現することが実態にそぐわないとは言えない。

さらに、本件指摘②について、控訴人会社は自らが収集した古紙類、アルミ・スチール缶を下田市内業者2、3者の見積価格（被控訴人の主張に照らすと、下田市民が下田市の清掃センターに持ち込んだ古紙類等を控訴人会社を含む業者が買い取る場合の見積価格であるとうかがわれる）によって、下田市から買い取ってこれを処分することとなったものであるが、下田市民が下田市の清掃センターに持ち込んだ古紙類等を業者が買い取る場合の見積価格が、被控訴人の主張のように、古紙類等の少ないためにコストがかかり、大量に収集する場合に比して低価となる可能性があることは否定できない。見積もりをする業者の中に、控訴人会社が含まれるのであれば、これらの業者の見積価格に基づいて控訴人会社自らが収集した古紙類等を控訴人会社が買い取る価格を決めることについては、その適正に疑問が生じる余地があることも否定できない。

そうすると、有価物の処分の中に、不正利得の仕組みがあるとした本件指摘②も実態にそぐわないとは言えない。したがって、本件指摘①及び②は、これが意見ないし論評であるとするれば、その域を逸脱したものではないし、事実の摘示であるとしても真実であるか、被控訴人が真実と信じるについて相当の理由があるというべきである。

このように書かれております。

下田市といたしましては、このような東京高裁の判断及び判決を真摯に受けとめながら、今後の事務執行につきましては、より一層適切に努めなければならないものというふうに考えております。

下田配水池の賃貸借契約、また下田市公契約条例につきましては、後ほど副市長、また担当課よりお答えをさせていただきます。

続きまして、下田メディカルセンターの現状と地域医療の課題についてお答えをさせていただきます。

まずは、下田メディカルセンターにおきまして、患者さんへの対応のまずさというものを指摘いただきました。病んでおられる患者さんに対しまして、また、あるいはご心配されているご家族に対しまして、医療サービスの原点、入り口は受け付け対応であります。相手の状況をしっかり把握をし、一つ一つの言葉遣いということは、大変重要なことであります。特に、電話におきましては、意思疎通を欠きやすいものでありますので、十分な配慮が必要であるというふうに考えております。対応に失礼なことがありましたら、おわびするところでありまして、管理者として指導を徹底していきたいというふうに考えております。

しかし、伝聞的なものは誤解を生ずるということもありますので、このご指摘の医療対応、

あるいは受け付け対応、この事案が実際どうであったかということは判断しにくいことでもありますので、ぜひとも再発防止のためにも、後ほど議会終了後で結構でございますが、病院担当職員に具体的な内容をお知らせいただければ、その対応も的確にできると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

まずは、医師、看護師の確保状況についてお答えをいたします。

医師、看護師の確保状況につきましては、4月1日現在で、静岡県から派遣されております医師3名を含めまして、常勤医師10名、非常勤医師29名となっております。常勤換算で14.8名の計算となります。看護師につきましては、常勤53名、非常勤12名、常勤換算で60.5名となります。准看護師は、常勤5名、非常勤1名で、常勤換算で5.8名となります。看護助手は常勤4名、非常勤23名で、常勤換算で24.9名となっております。

よりよい医療環境を構築し、地域へ貢献する医療機関として充実するためには、議員もおっしゃるように、医療スタッフの充実が求められているところであります。しかし、全国的、あるいは全施設的に不足、また地域の事情や格差において、なかなか的確な対応ができない状況があるのも事実であります。そのような中、指定管理者への要望と支援を続けることで、しっかりとした対応をしていきたいと考えております。

続きまして、第2次救急病院としての現状についてお答えをいたします。

平成25年度の実績を見ますと、救急患者数は3,710人であり、そのうち救急車による搬入受け入れは1,289人で、下田市内からは720名であります。また、診療時間内が460名、時間外が829名ということであります。救急搬入受け入れとしましては、伊豆今井浜病院が696人、西伊豆病院が857人ですので、賀茂地域におきましては、これら3病院で2次救急医療体制を分担をし、構築をしているところであります。その中で、下田メディカルセンターとしての役割をしっかり担えるよう指定管理者とともに、努めていく所存であります。

続きまして、人間ドック、また健康診断等の下田メディカルセンターの役割ということに対しましてお答えをいたします。

下田メディカルセンターにおきまして、平成25年度の健康診断の総件数は616件であります。そのうち人間ドックは207件であります。これらは前年度より増加傾向にあります。

昨年10月から、下田市国民健康保険人間ドック助成事業が始まりまして、広報「しもだ」にて、その制度を案内するとともに、SMAが作成しました人間ドック健康診断のご案内、このチラシを折り込みまして、広報に努めており、受診者の増加に努めているところであります。

その効果というふうに判断もいたしますが、通年、4月、5月は他の月に比べて健診を受けられる方が少ないというような月になるようではありますが、本年の5月には前年の2.5倍という形でふえております。しかし、医療スタッフや内視鏡の台数等の関係から、1日に4人ほどの対応ということになってはおります。

市としての健康診断の考えにつきましては、後ほど担当からお答えをさせていただきます。続きまして、赤字体質による存続の危機についてにお答えをいたします。

下田メディカルセンターとして開院いたしまして、丸2年がたつこととなります。この間、入院患者、外来患者ともわずかではありますが、前年度実績を上回る状況になっておりまして、これは指定管理者でありますSMAの努力により、住民の皆様、ご利用の皆様に、ご理解、ご信頼をいただいている結果だというふうに理解をしております。

指定管理者の損益計画におきましても、3年目に当たります今年度は赤字幅も減少し、来年度からは単年度の黒字化を目指す計画となっております。

下田メディカルセンターが、この地域の唯一の公立病院として地域医療に貢献いただくこと、またそれが継続していくことがこの地域の悲願でありますし、必要不可欠なことであると認識しております。そのためには、安定した経営状況を確立することが必要ですので、SMAのますますの経営努力、医療環境整備をお願いをし、地域としても、組合としても、しっかりと支えていかなければならないというふうに考えております。

続きまして、地域医療の課題についての中で、第2次救急病院としての役割についてお答えをいたします。

各診療科目の外来受診状況であります。平成25年度は外来患者合計で4万9,589名ということで、前年度よりも500人ほどふえております。大きく延ばした診療科目といたしましては、眼科が白内障の手術ができる体制を整えたことによりまして、患者数を増やしております。また、患者が減少した診療科目としましては、整形外科、リハビリ科があります。整形外科におきましては、昨年度の当初に医師が退職をされ、その補充がなかなか整わなかったということが原因でありまして、医療ニーズが減っているというわけではございません。本年は整形外科も2名体制になりましたので、需要に対し、しっかりと対応できるものと期待をしております。

続きまして、産科開設の展望についてお答えをいたします。

下田メディカルセンターの開設に当たりましては、産科を設置するという方針は当初からなく、既存の産科医院を応援するという立場で進めてまいりました。現在もその方針には変

更はありませんが、今後、行政として、この地域にとりましてどうしても必要となった場合におきましては、下田メディカルセンターは1市5町として運営されているところでありますので、その中で方針を決めていくということが必要だと考えております。

続きまして、常勤医師10名の確保等、指定遵守条件につきましてお答えをいたします。

先ほども述べましたが、本年度の常勤医師の状況ですが、内科医4名、外科医2名、小児科医1名、整形外科医2名、眼科医1名という形になっております。この常勤医師には、静岡県からの派遣医師として、内科1名、整形外科も2名を含んでいるところであります。

SMAの指定申請の際には、常勤医師確保の必要条件として示されまして、これに対してSMAは、医師の確保が全国的に厳しい中、具体的な確保対策としては、複数の手法を駆使して確保に努めますとの考えを申請書において示しております。この申請書を審査をし、共立港病院組合議会で指定を受けたものでございます。第2次救急病院の告知を受けるに当たりましては、常勤医師の人数は要件となつてはございませんが、共立湊病院改革推進委員会や、新病院指定管理者選定委員会の議論を経て、共立湊病院のほうで決めたということでありまして。

今後とも第2次救急病院として機能するようSMAには求めていきますが、当初下田メディカルセンターが計画をされた頃とは、地域における医療分担も大分変わっているところもありますし、現在の医療を取り巻く環境におきましても、医師を確保することは指定管理者といたしましても、なかなか簡単にいくものではございません。

その中で、先ほど述べましたが、静岡県から前年度に引き続き3名の医師を派遣していただいていること、これは県内各地で医師不足ということの中で、この地域に3名の医師を派遣していただいていること、これはもう本当に感謝する次第であります。また、非常勤ではありますが、29名もの医師がかかわっていただいで診療体制を維持していますので、指定管理者の努力によるものというふうに評価をしております。

続きまして、安心安全で健康な海水浴場の開設についてお答えをいたします。

下田市におきましては、海の存在、あるいは海の活用、海の管理は、生活や文化、産業等におきまして大変重要なことであるというふうに認識しております。観光まちづくり推進計画におきましても、世界一の海づくりプロジェクトという形で展開をし、今まで以上に下田の海のすばらしさを発信しているというところであります。

その中で、夏期におきます海水浴場の利活用は、観光力にとって大きな力であります。そのためには、内在する問題を解決しなければいけないというふうには考えております。詳細

につきましては、担当課よりお答えをさせていただきます。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 私からは、下田配水池の賃貸借契約につきまして、下田市が上水道事業の下田配水池用地として賃借している土地に係る契約は、現在どのようになっているのか、また今後どのようにされるのかというご質問でございます。

当該土地につきましては、昭和48年9月から賃借しておりまして、平成14年10月7日に売買により所有権が移転してからも賃借は継続しており、途中で契約面積の変更などがあったものの、現在に至るまで引き続き配水池用地として使用させていただいております。昨年は特段の事情がございまして、書面による契約を締結できないという事態となりましたが、顧問弁護士に相談させていただきまして、従前からの契約内容に鑑みまして、契約の継続性が認められるという法的な解釈によりまして、年度末となる本年3月に、従前契約しておりました金額を支払ったところでございます。

本年度につきましても、書面による契約は締結しておりませんが、当該問題の処理につきましては、顧問弁護士と代理人契約を締結させていただきまして、法律的な観点を含め、適切な対応に努めているところでございます。

今後につきましては、現在の状況は望ましいとは考えておりませんので、代理人を介した中で現状を打開できるような方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、私のほうからは、下田市公契約条例の制定と地元企業優先発注の取り組みについて答弁させていただきます。

まず、下田市の工事に関する請負契約につきましては、契約の内容を適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込んだ者を落札者としております。そういった最低制限価格制度を導入しておりますので、現在のところ、下田市につきましては、特に工事に関する請負につきましては、適正な人件費が保障がされた契約が行われていると認識しております。

公契約条例につきましては、労働条件の向上のために一定の効果があると思われ理解できますが、賃金や労働環境の整備につきましては、労使間の問題もあり、労働基準法、最低賃

金法等との整合を図る上でも、基本的には、一地方公共団体の地域を超えた国全体の政策として実施していかなければ政策としての効果は薄いと考えております。したがって、国による公契約法の制定によるのが一番効果の高いものというふうに考えます。

また、現在、調査した中では、全国の条例制定の状況として、2009年制定の野田市を初め、川崎市、多摩市と続き、一昨年には厚木市が条例制定を行いました。なお、静岡県下の自治体につきましては、公契約条例の制定はございません。今後、国や県内自治体の動向に合わせ、検討してまいりたいと考えております。

なお、検討組織につきましては、担当課で調査研究を進めた後に、下田市入札及び契約手続改善委員会が組織されておりますので、当該委員会で検討する事項と考えております。

続きまして、地元企業優先発注の取り組みにつきましては、議員ご指摘の平成23年6月定例会において市議会で採択されました請願は、当局としても重く受けとめております。その後、4月16日付で下田市建設業組合より同内容、さらに発注への具体的な改善策として、下田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱改正の要望書が提出されております。

これを受けまして、市では、入札及び契約制度のより一層の適正化を確保するための具体的措置、改善を図るため、下田市入札及び契約手続改善委員会におきまして、請願書、要望書の内容を他市の事例等も研究しながら調査研究を行いました。

具体的改善内容といたしまして、大型建設工事発注時期を見据え、要綱に定められた特定建設工事共同企業体への工事対象額の段階的引き下げを実施しました。平成25年1月に改正し、引き続き平成26年5月、2回にわたる改正に伴いまして、大型工事に多くの市内業者が参入できる機会が拡大されたと考えております。

また、大型工事以外の発注工事の対策につきましては、平成25年度の下田市入札及び契約手続改善委員会におきまして、近年の発注金額及び件数の減少等から、市内業者の入札参加機会を増やすことを目的としまして、建設工事競争入札参加者の格付基準の改正を行い、入札参加機会を増やす取り組みを行っております。

今後も地元業者の受注機会の確保に向け、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 私のほうからは、先ほどの議員の質問の中で、人間ドック等健康診断病院としての役割の中で、どうして下田市の健診の受診率が低いのでしょうか、どんな努力をされているのでしょうか、健診の意義はどのように考えているのでしょうかとい

うご質問がございましたもので、答弁させていただきます。

健診につきましては、集団健診基本としており、市内で延べ30カ所を実施しております。どの会場も特定健診と肺がん検診、大腸がん検診の同時実施をして行っております。一部の会場では予約制で実施しております。

また、健診を受診しない理由として一番大きなものが、仕事が忙しくて受診できないというご意見を聞いておりますもので、今年度は例年に比べ、土曜日、日曜日の健診日を増やして、それぞれ6日間実施しております。それで、一応受診者の利便性を図っております。

また、本年度より、伊豆新聞、SHK、小林テレビ各位の報道機関のご協力を得まして、毎日その日の健診場所の案内をしていただき、広報活動にも力を入れております。将来的には、個別健診の実施も視野に入れ、受診者の皆様が受診しやすい健診を目指して、賀茂医師会を初め医療機関と協議をしてみたいと思っております。

もう一つ、健診の意義につきましては、身体の異常を早期に発見し、早期に治療できる。自分の健康状態を客観的に把握できる。そして、健康の維持、増進のため、日常生活を見直すきっかけになる。そのためには定期的に健診を受けることが必要と感じております。病気になってから健康を考えるのではなく、健康なときに健康であることを確認することが人生にとっても大きな意味があると思います。ぜひ市の健診のほうをご利用していただきたいと思っております。

もう一つ、人間ドックの関係なんですけれども、平成25年から国庫の補助も人間ドックの事業を開始しております。平成25年は、26件中12件が下田メディカルセンターのほうで実施されております。26年度、まだ途中なんですけれども、現在、51件ほど人間ドックの希望がございまして、うち36件が下田メディカルセンターのほうを利用いただいているということで、利用率が70.6%になっております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） それでは、安心安全で健全な海水浴場の開設についての項目でございまして、白浜海水浴場の問題点について、どのように認識しているかというようなことでございます。

白浜大浜海岸の不法営業の実態でございますけれども、昨年9月定例会におきましても答弁をさせていただいたとおりでございまして、昨年度、浜地内でのパラソル、またはベッドを置いているものが4団体、多いときには13カ所を確認したというところでございます。

また、ほかにバナナボートが1件、デリバリーによる営業行為の実態を確認したということでございます。

今年におきましても、白浜大浜海水浴場は、7月12日の土曜日から8月31日の日曜日が開設期間と予定しているところでございます。今年におきましても、海水浴場開設の初日に各店舗に営業行為禁止のチラシの配布、また禁止事項の注意喚起、こちらにつきましては、警察、また原田支部と実施する予定でございます。

また、特に海水浴のお客様が多くなります7月20日ぐらいから8月20日頃までは、白浜の臨時派出所の協力をいただきまして、市職員と原田支部とで注意喚起のパトロールをしてまいりたいと思います。

これら白浜海水浴場の問題点につきましては、昨年度から白浜大浜検討会を設置いたしまして、地元原田区、白浜観光協会さん、それから白浜民宿研究会さん、漁協さん、それから宿泊施設と地元の皆様と問題意識を共有し、対策について協議をしまいたるところでございますが、現在まで、残念ながら抜本的な対策は確立はされていないところでございます。

また、今年状況を踏まえまして、今後につきましても夏期対策委員会、反省会、それからこちらの大浜検討会で解決を図るべく、協議をしまいたいと考えているところでございます。

続きまして、吉佐美大浜海水浴場についての問題でございますが、こちらは舞磯浜のプライベートビーチ化されているということについての対策でございます。舞磯浜につきましても、昨年もパラソル付きのテーブルですとか、椅子、ベッド等を設置していると、沢登議員からのご指摘をいただきまして、市といたしまして設置者に注意し、チラシを配布するなどをして指導をさせていただきました。

また、今年につきましても、昨年の9月定例会でご答弁をさせていただいておりますけれども、海水浴場の設置期間前にそういったものが海水浴場内に常設されることがないように、それと営業の禁止のチラシを配布いたしまして、対策を徹底してまいりたいと思います。

それから、キャンプの件もございましたが、違法キャンプにつきましては、特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例というものが静岡県にございまして、こちらを担当してございます教育委員会の生涯学習課の職員と観光交流課の職員がパトロールをしたり、また通報に基づき排除に努めているところでございます。

それから、匝相の浜でございますけれども、昨年、バーベキューが行われていたというようなことございまして、市道の路肩へバリケードの設置というような要望が吉佐美支部か

らあったところでございます。その要望を受けまして、今年度は夏期対の予算に駐車禁止のバリケード設置経費を計上しておりますので、それによって違法駐車をなくすとともに、パーベキューの禁止、またごみの散乱対策を進めてまいりたいと考えております。

それから、下田市海水浴場に関する条例の問題点というようなことでございますが、条例第7条でございますが、中止の指示というようなものがございます。

昨年度まで、また今年度も、先ほど申しましたとおり、白浜臨時派出所のご協力をいただいて、原田支部と観光交流課職員、また休日には、市長、副市長、教育長を含めました課長職でのパトロールを実施いたしまして、禁止行為に対する中止の指示をしてまいったところでございますけれども、条例第7条の2項に定めます、そういったパラソル、物品の撤去をさせるまでには至っていないというのが、ここ数年の現状でございます。また、第9条に定める罰則、30万円以下の罰金でございますが、そちらについても適用させたことはないというところも認識しているところでございます。

条例の問題点といいますか、その辺につきましましては、現体制の職員だけでは、夏期期間に海水浴場に常時職員を配置させる体制をつくるのが困難であるということも認識しているところでございます。

それから、ご指摘がありました第10条でいいますところの、海水浴場対策審議会の設置でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、昨年から白浜大浜検討会を設置いたしまして、地元の皆様方と協議を始めたところでございます。まず、こちらの検討会におきまして、この大浜海水浴場に関する問題点を協議いたしまして、条例の問題点、それから海水浴場対策審議会の設置、実施のための体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

10分間休憩いたします。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） ただいまご答弁を市長からもういただいたわけではありますが、清掃業

務の収集の業務委託等の是正についてであります。

ご案内のように、日本は法治国家であります。三権分立をされているわけです。約2年間もかけて高等裁判所まで行って、ここに不正や癒着があると、裁判の結果、きっちりと認められていると。にもかかわらず、市長は不正はなかったとの認識であると。とんでもない答弁だと思ふわけです。議会として100条調査委員会をもって調査をすると、こういう事態も想定しなければならぬ答弁になっていようかと思ふわけであります。

認めたくないという気持ちがわからないわけではありませんが、そこに不正があれば、その不正をきっちりと認め、癒着があればそれを認め、訂正をするというのが、楠山市政に今求められているんだらうと思ふんです。前市長の行った悪しきこの癒着をきっちりと正していくという姿勢に、まずもって立っていただきたいと、こう思ふわけであります。

具体的には、6人の人たちのこの雇いどめについては、もう実施されて、なかなか元に戻らない。少なくとも有価物の入札については、従前のおりに戻すと、こういうことが求められていようかと思ふわけであります。

特別に125カ所、市民が協力した月2カ所の収集のこのリサイクル物件についても、清掃事務所に持ち込まれたものと同様に入札をして、市にとって有利な価格で売却をしていく。こういう姿勢が最低限必要ではないかと思ふわけであります。少なくとも、この要求をされて不当にそれに応えていくというような癒着関係は、きっちりと正していくという姿勢を求めたいと思ふわけです。

具体的には、顧問弁護士に代理契約を結んでいるので、弁護士に任せているよと、こういう答弁でございしますが、これは弁護士に任せっ切りにすればいいというような内容のものではないと思ふわけです。市としてどういう方向で定めるのか、当然検討しなければならないし、その検討の経過を明らかにしていただきたいと。

具体的には、この借地を引き続いて借りるのか、あるいは人口が減り、水の圧も少なくなってくるので、下田配水池抜きでそういう状況ができるのか。あるいは、また新たなところに配水池を設けるのか。そういうことが具体的に検討されていかなければならぬと思ふわけであります。これらの問題がどのように進めようとしているのか。

また、当然、所有者と、広瀬拓意氏と当局が交渉していかなければならぬということも、これは事実だと思ふわけです。契約が1年契約で結ばれていないという実態からいえば、買い取りも含めて、きっちりと所有者と話し合いをしていくという姿勢が必要ではないかと思ひますが、この点はどうなのか、再度お尋ねをしたいと思ひます。

さらに、今回配付をいただきました、監査報告書の写しのこの環境整備にかかわります定期監査の結果でございますが、この資料の2ページを見ますと、委託執行状況の一覧が出てきております。古紙類等については、高本商店にトン500円で4月から12月まで、これは25年12月31日ですから、24年度の資料かと思いますが、トン500円で処理委託をしております。

ところが、株式会社栄協には、トン1,000円で委託をしている。これはどういうわけだと。倍の価格で委託して委託料を払っている。これらの事実からいっても、癒着関係がそこにあると指摘せざるを得ないと思いますけれども、どんな事態になっているんだと、こう思うわけであります。

一つ一つ、議長、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） はい。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） まず、ご質問のひろせグループに対する不正利益供与、不正利得の仕組み、違法解雇とこの関連の再質問でございますけれども、先ほど市長のほうから答弁がございましたけれども、1審におきます原判決文、それから控訴審におきます高裁の判決文につきまして、私なりに目を通させていただきました。控訴審におきます高等裁判所の判断は、原判決を引用しつつ、新たな判断を加えまして、また原判決の一部について改めた内容となっております。

その中で、当事者の主張に対する控訴審における判断は、主旨質問の中で判決文の要旨について議員からご紹介ございましたけれども、改めて要約申し上げますと、控訴人らの主張や控訴人らが指摘する乙、10号称以下の証拠は原審において却下され、取り調べがないものである上、仮に、控訴人が本件と全く関係のない証拠を提出しようとしたのだとしても、本件にかかる被控訴人の発言は、被控訴人が議会でした発言及びそれを市民に報告するための本件広報紙の記載であり、その内容に照らしても、被控訴人らはもっぱら公益を図る目的を持ってしたものであることは明らかであるとし、また、控訴人らが指摘する原判決後、議会報告の記載内容が、控訴人らへの批判の程度を越えた誹謗中傷であるということもできないと判断し、その上で、被控訴人の発言が意見ないし論評であるとすれば、その域を逸脱したものではない。事実の適示であっても真実であるか、被控訴人が真実と信ずるに足りる相当の理由があるからであって、不正利益供与とか不正利得の仕組みがあるなどの発言は、公益目的であることのみによるものではないし、市議会議員であれば、いかなる発言も許されるとするものではないとして、控訴人らの主張は採用できないと判断しております。

よって、原判決は相当であるから、本件控訴をいずれも棄却する旨の判決となっているところでございます。

本市といたしましては、高等裁判所の判断の中で、被控訴人の発言等の前提となった事実が、その重要部分において真実であると指摘された点を重く受けとめなければならないというふうに考えております。

したがって、今後の行政執行につきましては、そういった点を十分踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えているところでございますので、ぜひご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

それから、配水池の関係につきましては、弁護士に一任するだけではなく、今後どう対応していくのかというところについて、きっちりと内部的な方向性を明らかにすべきではないかと、こういうご主旨のご質問ではないかというふうに考えております。

ご承知のとおり、本年の当初予算の中におきまして、水道事業につきましては、新たな水道ビジョン、新水道ビジョンを策定していくという形で、現在、作業を進めさせていただいております。当然、この新水道ビジョンの中では、今後の水道の需要の見込み、現在の施設のあり方、こういったものを総合的に判断しながら、下田市にとって最適な形はどのようなものであるのかというところを、しっかりと検証していく必要があるというふうに考えておりますので、この配水池の問題につきましても、その新水道ビジョンの中で、しっかりと位置づけしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 副市長の答弁を了解をいたしました。

しかし、そうなりますと、先ほど当初の市長の答弁が食い違うわけであります。市としては、不正はなかったとの認識であると。この発言は撤回をしていただきたいと、このようにまず要請をしたいと思えます。市長の撤回をまず求めます。

それから、次に、メディカルセンターの課題についてでございますが、電話対応をお呼びするという、その対応の問題ではないと思うわけです。事例で紹介いたしましたように、そこに常勤の医師がいない、眼科でついでいえば、非常勤の医師が9時ぐらいに病院に来ると。こういう中で、白内障の手術をやっていて、緊急に目が悪くなった人たちは見れない体制にあるというのがここに明らかになっているんだろうと思うんです。したがって、そういう指

示を受けて、看護師は要請がきても電話で断ってしまうと、こういう事態になっているんだと思うんです。

常勤医師は10人確保しているといいますけれども、この申請の条件、厳密の、第2次救急病院としての10人以上の常勤医の確保ですから、外科、内科、小児科、たしかこの3科で10人以上の常勤医師を確保しなければ、第2次救急としての病院の体制が確立できないと、こういう議論の中で進めてきているわけでありまして。その条件が満たされていないという形になっていようかと思えます。これをどのように医師を確保していくのかということ再度お尋ねをしたいと。

それから、来年は3年目になって、SMAも黒字になるんだと、ぜひそうなっていただきたいと思うわけでありまして、一部事務組合のほうは、25年も26年度も赤字予算を組んでいますね。昨年は1億6,500万の赤字、26年度は1億3,500万の赤字予算、はなから赤字予算を組んでいるという、こういう現状になっているのではないのでしょうか。こういうことから推測すると、メディカルもやはり今年度、25年度で1億からの赤字を出しているわけですので、なかなか心配をせざるを得ないという現状にあるのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

そして、少なくとも7億7,000万からの医療機器を入れているわけですから、お医者さんがいなくてもきっちりできるのは健診です。ドックですよ。これをきっちり市民のために、あるいは賀茂郡下の健康の住民の保持のために、きっちり利用させていくと、こういう姿勢がより一層求められると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 私のほうから、メディカルセンターに関しましてお答えをさせていただきます。

常勤医師10名ということでありまして、指定の要件の中に内科、外科、小児科10名をというふうなことであります。

しかし、先ほども言いましたが、当初のその要件の中からスタートはしたとはいえ、SMAとの指定申請の折には、その回答の中で、SMAが医師確保が全国的に厳しい中、具体的な確保対策として、複数の手法を駆使して確保に努めますと、鋭意努力の中で10名を何とか確保します、しかし、こういう状況でありますので、仮にそれを割った場合であったとしても、鋭意努力の中で認めていただきたいというようなことも受けて、それを認めた形で指定管理にお願いしたという経緯がありますので、確かに地域の医療体制としては、常勤医師が

多ければ多いほどいいことはありませんけれども、先ほどからも説明いたしましたように、なかなか全国的な状況の中で、またこの地域としてハンデをもっている中で、そのものが、10名が例えば9名だから、全くだめな病院ではないかというような判断はちょっと我々としてはすべきではないというふうに思っております。

また、内科、外科、小児科という分類になっておりますが、内科も外科もいろいろな、それ以上に分類がありますので、そういうものがどういうふうに分類になるのかというのまで明示されておられませんので、そういう中で、大きな形で常勤医師10名を何とか確保というようなことでされているということで、それ以上の充実は望むところではありますが、先ほども言いましたが、こちらもちちとした形で要望もし、支援もしていかなければというふうに思っております。

また、その赤字体制の部分であります、確かに下田メディカルセンターになって、機器もきちっとそろえ、また利便性も以前よりはよくなったというような状況の中で、しかし、その中で患者さんの利用は全体の9割が下田市と南伊豆というような状況であります。約6割が下田市、3割が南伊豆という状況であります。また、そういう体制ができ上がったとしても、患者さんにとりましては、やはり今までもかかりつけのお医者さん、あるいは病院、そういうものとの関係性を重要視することは否定できないわけですし、否定してはいけないことだというふうに思っております。

そういう中、人口も減少し、そして先ほども言いましたが、当初のメディカルセンターの計画されたときに比べまして、他の病院もできているというような中で、やはり経営上だけを考えますと、人口の中から患者さんをしっかり確保して、経営に結びつけていくという状況も、やはり変化してきているという大変さもあるかというふうに思います。

しかし、病院としてきちとした医療体制をとることで、患者さんもふえますし、患者さんに喜ばれ、そして経営も安定するということは事実でありますので、その辺の努力は何とかお願いをしていくというところでもあります。

また、ドック、健診に関しましては、先ほど言いましたが、努力の中で、それを受けられる方は多くなっているということでありまして、それと、新聞に発表されました、メタボ健診等の受診率が低いというようなこととは、若干その整合性があるというわけではありませんで、その辺のところは、先ほど言いましたが、個別健診等のやり方の中で、メディカルを利用されるという方が多くなるかというふうに思いますので、結果的に健診をしっかり受ける、健診を受けられるような体制、地域環境ができるということは、病気をなくし、ま

た重症化をなくすことで、医療費の削減にも結びつきますので、そういうことはきちっと推進すべきだと思いますので、管理者としましては要請すべきことはしっかりと要請していきたいというふうに思っております。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 先ほどの市長の発言と私の答弁とがそごがあるのではないかと、市長の答弁は撤回すべきであるという、そういったご質問でございます。

私の答弁の中で、本件発言と、これは1から4の発言についてでございますけれども、この前提となった事実がその流用部分において真実だということにつきましては、この本件発言等の1から4というのは、確認をさせていただきますと、まず、やってはいけない違法行為であるとともに、特定業者との癒着そのもの、ひろせグループへの不正利益供与そのものではないかと思うわけであります。2つ目が、不正な利益供与そのものであると言わざるを得ないと思います。3つ目として、有価物の処理方法につきましても、そこに不正、利得の仕組みがあると。4つ目として、市職員6人の解雇は、やってはいけない違法行為である。ひろせグループとの癒着、不正利益供与そのものである。

この発言を捉えて、高裁では、この発言の前提となった事実が、その重要部分において真実であるという判断をしているものでございまして、我々としましては、下田市の行政執行の中では、所定の手続によって処理された事務でございまして、その適正な事務処理によって、結果として、ご質問のような現象が発生したとしましても、それが不合理なものとは認識していないという、そういう主旨での市長の発言であったと私は理解しております。

以上でございます。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 今回の裁判に関しましては、沢登議員と企業との関係の中でありまして、これにおいての中で、この案件に関して、市として、先ほど副市長が説明しましたように、不正や癒着等があったかどうかということを争っているのではなく、その表現がどうであったかというように理解しておりますし、今までの行政の執行の経緯を全部精査しました中では、このものにかかわるものに不正や癒着はなかったというふうに、私としては判断しております

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 真っ向から対決した判断をするというのであれば、それはしようがな

いですね。市長と真っ向から対決をせざるを得ないと、こういうことになるかと思いますが、具体的に指摘した、この監査請求の内容はどういうことなんですか。高本にはトン500円、栄協には1,000円の金を払っていると、トン当たり。監査報告に出ているでしょう。その答弁がない。

○議長（土屋 忍君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤晴美君） ただいまの沢登議員のご発言に対してご答弁をさせていただきます。

確かに監査報告の中で、栄協さんの古紙の処分料について1,000円、それから高本さんについて500円ということは間違いのないところでございます。それぞれ見積もりを徴して処理をしているところではありますけれども、単価がどうして違うかということにつきましては、今、申しわけありません、手元に資料がございませんので、調べさせていただいて、あらためてお答え申し上げたいと思いますが、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） 暫時休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時49分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） 大変貴重な時間をいただきまして、まことに申しわけございませんでした。答弁をさせていただきます。

まず、不正、癒着等のことでありますが、先ほども申し上げましたように、市といたしましては、今までの経緯の中で、きちっとした手順の中で、不正、癒着がなかったというふうな認識にあります。

しかし、沢登議員の裁判の記録から考えますと、そのような状況を疑いなり、そういう疑問を持たれるような、そういうこちらの不手際というのがあったということは事実かと思ひますので、その辺のところは、もう一度きちっと精査をいたしまして、そのようなことがないように、また正すべきことがこれからあるようでしたら、それはきちっと正していくとい

うようなことで、また皆さんにお諮り願うようにいたしますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） この監査報告の内容につきまして、古紙処理委託リサイクルの平成25年4月から平成25年9月30日までの単価の関係でございますけれども、これにつきましては、まことに申しわけなかったんですけれども、事務担当者の見積書の徴取について、事務処理上、不適切な処理がございまして、こういう形になってしまったということでございますので、これについては今後、どうしてこういうことになったのか、原因を究明いたしまして、改善すべきところについては、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） わかりました。2点につきましては了承いたしましたので、次の下田公契約条例、それから地元企業優先発注の取り組みについてであります。特に地元企業優先発注につきましては、全国におきましても発注のための方針書をつくったり、要綱をつくっている自治体もあるわけであります。

そして、市内循環を大切にしていくという、市長が言うところのコンパクトシティの経済政策から言えば、これらのものを重視していかなければならないということは当然のことだろうと思います。ぜひともこういう点を建設業だけにかかわらず、それぞれの商品やお米や野菜や、市内循環の全てにわたって検討するような形で進めていただきたい。

それから、確かにこの公契約条例は、本来は国が定めるものであると、最低賃金制と同じように、こういうものが定められれば、これに越したことはないわけですが、国がなかなかそういう姿勢を示していない中で、7つの自治体が国に要請する意味も含めて自治体の経済循環を進めていると、こういうことであろうかと思っておりますので、そうであれば、ぜひとも国にこういう条例を、法律をつくるように、市として要請をしていただきたい。そういう考え方があるのかなのか、改めてお尋ねをしたい。

そして、現状の中では、確かに建設業につきましては、最低制限価格がございまして。しかし、その他委託業務については、最低制限価格を設けていないというのが下田市の実態ではないかと思っております。

さきの認定こども園の通園バスの運転手の雇用、あるいは稲梓の山の家の指定管理料、これらもまさにダンピングとも言ってもいいような経済ルールで進められていると、指摘せざ

るを得ないと思うわけです。これらのダンピング的な経済のルールを破壊するような、1つの契約はきっちりとこれらをチェックしていくという姿勢を当局に求めたいと思うわけですが、これらについてどうなのか再度質問をいたします。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 地元企業の優先の関係ですけれども、市内の経済循環ということで、これは総務課だけではなくて、米、野菜とかそういったような経済の循環になりますと、総務課のほうの検査というだけではなくてきますので、またそれについては庁内のほうで給食関係とか、そういった関係も含めて、可能な限り検討していきたいと思っておりますけれども、かつて検討した中で、なかなか量の問題とかで課題もあるということは聞いております。

あと、次に公契約の問題で、国のほうへの要請ということですが、これにつきましても、ちょっとこれは今ここで即答してお答えすることはなかなか難しいと思っておりますので、今後、庁内の中の検討課題ということでご理解いただきたいと思っております。

あと、最低制限価格の関係でございますが、議員ご指摘のとおり、下田市の最低制限価格というのは設けてあるのは建設工事ということで、それ以外については、最低制限価格は設けてございません。

ただ、県の東部の市の状況を見ますと、11市うち8市は下田と同じ状況です。あとの3市も、1つは委託については担当課の判断で設定するときもあるとか、ほかのところは建設関連業務の500万円以上については最低制限価格を設けるとか、あと印刷製本のみには品質確保のために最低制限価格を設定しているというような状況でございますので、今後、他市の状況等も見ながら、事務局のほうである程度、そういった内容等を調査しまして、先ほどお答えしました、改善委員会のほうで議題として調査していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） わかりました。よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、安心して安全な健康な海水浴場の開設についてでございますが、先ほど白浜大浜海水浴場については検討委員会、あるいは大浜の研究会というようなものは設けられて研究しているんだと、こういう答弁でございましたが、その構成人員を聞きますと、地元の人と市当局、行政の担当者と、こういうことかと思うわけですが、その実態からいきますと、

当然、法律の専門家、弁護士であるとか、警察担当者であるとか、土木事務所の本来浜地を管理する人だとか、きっちり入ってもらった……

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

○7番（沢登英信君） 審議会をつくって、そこで検討するということが必要ではないかと思うわけです。地元と、それで担当者も観光課だけではできませんよと、こういう答弁をしているわけですから、市長を中心に市全体を挙げた健全な海水浴場の実現を図っていくと。

そして、ただお客さんを迎えるだけではなくて、先人が海水浴場として、ハマグリやアサリやいろんな試みをしている経過があるわけですから、そういうものを復活して、60万台の観光客を100万台に引き上げていくという、こういう努力を当局に要請をしたいと思います。その点についてどうでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 先ほど申し上げました、白浜大浜検討会につきましては、やはり市の担当課と地元の皆様というような中でございまして、その中でも、やはりさすがに40万人もお客さんが見える海水浴場でございますので、やはり規制の強化でありますとか、そういったサービスの供給であるとかといった意見がいろいろと出ているところでございます。

これにつきましては、またやはり浜を管理してくださるのは、地元の皆様でございますので、まずは地元の皆様と検討をいたしまして、それから、夏期対策協議会、こちらのほうにつきましても、警察署長でございますとか、土木の県の関係でございますとか、そういった関係者も参画していただいておりますので、またそちらに諮りまして、今後そういった協議会をつくることで進めていきたいと思っております。

やはりすぐ抜本的な対策というのは、なかなか難しいかと思っておりますので、また少しお時間をいただきながら、議員おっしゃるように、多くのお客様が健全で安心して過ごせるような海水浴場をつくってまいるように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 白浜の問題でありますけれども、今、課長より説明がありました、そういういろんな会合の中でしっかりやっております。また、その中で、下田には企業会という国・県の出先機関の長の方に集まっていたいただいて、年に数回情報交換といろいろな対応について語る場があるんですが、先日、それが開かれたところの中で、私のほうからこの白

浜の浜のこの夏の問題をお伝えをしました。そして、いろんな角度からプレッシャーを与えられないかと。例えば、警察のみだけじゃなくて、保健所の関係から、違法ならどういことができるのか、あるいは、税務署の関係から、そういうきちとした税務上の制度性があるのかとか、いろんな、そういうことでご相談をおかけをしました。

その中で、初めてそういう状況を聞くというような方々が多かったですので、そういう場面の中で、下田の実態、そういう問題を明らかにしていくことで、国や県のお力も借りられるのではなかろうか、あるいはアイデアもいただけるのではなかろうかとしておりますので、またいろいろな問題の中で、そういう手だてもしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解ください。

○議長（土屋 忍君） これをもって7番、沢登英信君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩をいたします。

1時まで休憩いたします。

午後 0時 0分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位5番。1、防災について。2、公民館統廃合事業について。3、新庁舎建設について。

以上3件について、3番、伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 政和会の伊藤です。議長の許可を得て、主旨質問を行います。

最初に、防災について。

道路整備について。

昨年6月の一般質問で、赤間白浜線と中地区を結ぶ道路整備について質問をしましたが、道路はありませんと実にそっけなく切り捨てられたような答弁をいただきました。その後、市民の方から、あんな答弁でそうやって終わるようではだめだとお叱りをいただきました。

そこで、今議会で改めて質問します。

津波災害からの復興においては、道路の確保が重要になってきます。海岸沿いの道路が通行不能になることが予想される中で、赤間白浜線は、白浜地区、柿崎、外浦地区、須崎地区

を結ぶ重要な道路です。中地区から赤間白浜線を結ぶ道路ができれば、下田稲生沢地区とも結ばれるようになり、災害発生時には大きな機能を果たすことができると思われま

す。前回の答弁では、道路はありませんという答弁でしたが、津波災害発生時における赤間白浜線の果たす機能について、どのように考えているのかをお尋ねします。

津波災害時においては、全てを自力で復興できるものではありません。避難後は、外からの人的、物的な支援を必要とします。伊豆縦貫道が命の道と言われる理由の一つは、この災害発生時における救援の道であるからです。

ここで問題になるのは、下田に来た人的、物的な支援を災害に遭った市内全域に行き渡らせる体制ができていくかどうかです。ポイントは道路です。道路が結ばれていなくては避難生活や復興に支障が出るのが予想されます。現在の下田市で新たな市道を整備することは困難であると思います。しかし、災害対策としての道路整備は不可能とは考えられません。国や県に防災対策として道路整備を訴えかければ道はあると思います。防災対策としての道路整備を行う考えはないか再度質問します。

次に、下田幼稚園の避難路整備について。

下田幼稚園の避難路整備が行われたことは、大きな前進であり、市民の間でも高い評価をいただいています。しかし、新たな問題が発生しているようにも思われます。それは、旧町内各地区の避難場所が、下田幼稚園にかなり集まっていることでもあります。収容能力を超える人数の避難が予想されるのですが、市としては、この事態をどのように把握をし、またどのような対策を考えているのかを質問します。

また、幼稚園からさらに山へ行く避難路について、上り方向で左側が急峻な崖になっており、手すりの設置を求める市民の声を多く聞きます。市当局として、手すりの設置を行う考えがないかを質問します。

2、公民館統廃合事業について。

公民館については、第4次下田市総合計画で、中央公民館を残してその他の公民館については平成27年度に全て廃止、または譲渡することになっています。しかし、稲生沢地区においては、このことが現実的ではなく、実施することが非常に困難であることがはっきりしています。もし、現状のまま公民館を廃止すれば、区の活動や自主防災会の活動に大きな障害を生むこととなります。

これまでは補助金による整備をして地元区への譲渡といった形をとってきました。しかし、この方法ですと、地元負担が発生します。これまで実施してきた公民館に比べれば、中公民

館や西本郷公民館は規模が大きく、その費用も巨額になることが予想されます。

もう一つの違いは、隣組への加入率の違いです。ほぼ100%の住民が加入している地区では、このことによって隣組から脱退することは余り考えられません。しかし、昨年のデータによれば、中地区では886世帯のうち加入しているのは537世帯で、加入率は約60%です。西本郷地区では、494世帯のうち加入しているのは260世帯で加入率は52%です。こうした実態から、地元の負担の額によっては、さらに隣組からの脱退も予想されます。区や自主防災会の組織率が減少することは、行政運営上大きな問題だと考えます。

そこで、総務課長に質問します。

区の活動拠点である公民館が廃止、または譲渡されることにより、区の活動に支障を来したり、隣組への加入者が減少する可能性についてはどう考えていますか。また、その対策について考えていますか。

同じように、地域防災課に質問します。

自主防災会の活動拠点が失われること、組織率が減少する可能性について、どう考えていますか。また、その対策を考えていますか。

生涯学習課に質問します。

昨年は公民館の廃止、または譲渡の27年度中の実施は困難であるとの答弁をいただきました。

平成18年1月の建築物の耐震改修促進に関する法律の改正により、耐震改修促進計画の策定が義務づけられました。下田市では、平成20年6月に耐震促進計画が策定され、平成27年度までに耐震化を図ることになりました。その後、厳しい財政状態等を勘案し、耐震化の目標年度を32年度に改めています。また、市庁舎の建設についても、平成27年度中に竣工する予定を平成30年度に変更しています。

答弁から約1年が経過しましたが、来年度中に全ての公民館を廃止、または譲渡することは不可能であると考えます。現実の状況に即して計画の見直しが必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、新庁舎建設について。

6月6日の全員協議会で、市長は、新庁舎の建設場所について、浸水地域外で中心市街地から遠くないところで、新たな候補地を探したいと発言されました。また、敷根では遠いとの発言をしておりますので、その条件の候補地は、私の考え方では、ほぼ1カ所になってしまうだろうと思います。しかし、このことは市長の発表を待ちたいと思います。

今日の質問は、浸水地域外の候補地を探すという一方で、これまでの3案については留保するとの発言の真意についてです。建設費等を考慮して、浸水地域外の候補地を探すということは、そのままに受けとめれば、浸水地域での建設はしないということですが、3案が留保されているということは、何らかの事情で浸水地域外の候補地が決定できなければ、3案に戻って検討するという理解をされているのでしょうか。また、その場合でも、9月に決定するということには変更はないのでしょうか。

敷根公園は建設場所から外す旨の発言がある一方で、3案は留保すると言っているのに、依然候補地になっている。聞いている私たちとしては、全くわかりません。発言が余りにも軽いという印象を持ちます。

3月に庁内で建設場所を決定すると議会で発言しながら、1カ所に決定できなかったというだけで明確な謝罪もありませんでした。私が議員になった頃の議会では、議会での約束は、市民への約束であり、それを破ったならば、当然議会での謝罪が必要であると言われておりました。今では、言ったことができなくても、謝罪もなければ、議会側からの謝罪の要求もありません。

理由の一つには、発言の軽さにあり、何を言っているかよくわからないということにもあると思います。また、最初からできないだろうと思われていることにもあると思います。9月には決定するとの発言に対しても、議会の中からも、市民の中からも決定できないのではないだろうかという声が私の耳には入ってきます。

そこで、質問ですが、9月に決定するということは、単に庁内での決定のことか、それとも議会側のある程度の理解を得た上での市としての決定のことか、どちらのことを言っているのですか。そして、9月には間違いなく決定できるのですか。また、できなかったという可能性があるのかを質問します。

市長の本音は駅ビルにあると言われていています。理由として、下田の経済への悪影響を言っております。現在、駅近くに市庁舎がありますが、下田の経済は低下傾向を示しています。これを新築すれば、経済が上向くということは、私には信じられません。そんなことはあり得ないと思います。

ただ、市庁舎が移転すれば、付近の商店街等に悪影響が出ることは事実であろうと思います。それを理由に反対するのは、経済の振興を図る面からいえば、余りにも後ろ向きの議論です。経済の振興を図ることでいえば、庁舎は余り有効ではありません。経済の振興を図るなら、跡地の活用として飲食店や商店、温泉会館など経済の振興に直接つながる建物の建設

場所を考えるべきだと思います。役所の建物で下田の経済がよくなるようなことを言うのは、よく理解できません。

もっとも市長は、経済の振興のほかにコンパクトシティの構想を語っておりますが、果たして下田市にそれが合っているのか疑問に思います。

下田市は、広い海岸線に転々と集落が並んでいます。山間部も同じように集落が広く分布し、その間の交通は時間を要します。広い平野の中にある市で交通網が整備されていれば、コンパクトシティもいいかもしれませんが、山間に孤立したような集落が多数あるような地域に本当にマッチしているのかどうか疑問が残ります。

将来、賀茂地区の合併がテーマになったときでも、山の向こうが隣町から、山の向こうも同じまちになってもコンパクトシティは説得力を持ち、そこに住む人々の幸せにつながるのでしょうか。入り江単位の集落と山間に転々とある集落の集合体である下田市には、別のまちづくり構想があると私は考えております。

以上で主旨質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

私のほうからは、新庁舎につきましてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、3案を留保していると、そういう中で第4の候補地が決定できないときには、留保しているのだから、3案に戻って検討し直すのかというようなご質問かと思っておりますが、6月6日の議会全員協議会でもご説明をいたしました。新庁舎に求められております要件をバランスよく検討いたしますと、当初の3候補地から絞り込むことが困難であるということで、検討委員会を初め政策委員会、じっくりとした形で論議の中でそういうふうな結論になってまいりました。そして、困難であるなら、やはり新たな候補地を視野に入れて検討することが必要であるというふうになったわけです。

この新たな候補地に関しましては、全員協議会でもご説明をいたしました。庁舎に求められている要件をバランスよく満たす、ある言葉としては、多目的最適化というような言葉もありますが、そういうような思いの中で候補地を検討をしております。これで決定いただけるように鋭意努力をし、皆さんに提示するところでもありますので、この決定できないときには、どうするんだという状況に関しましては、決定をいただけるような形で、今、努力をしているというふうにご理解いただきたいというふうに思っております。

また、留保したということに関しましては、決定に向けてきちっとした比較検討をしなければならないという中で、全く今までのものをゼロにして新たなという言い方ではなく、比較検討も必要であるので、やはり留保して、そういう中で、決定の中で1つにというふうにしたいという思いもありまして、留保というような言葉を使わせていただいています。

それから、もし検討し直すという状況があった場合に、9月の決定が果たしてできるのかということではありますが、先ほども言いましたように、9月の決定に向けてということにしております。また、緊急防災減災事業債の活用等を考えますと、9月に建設位置を決定をして、事業を推進していくというような必要もあると考えておりますので、今後提示したものに対しまして、議員の皆さんに理解いただけるようにというふうに、今、鋭意努力しているところであります。

その中で、この決定というのは庁内単独の決定なのか、あるいは議会側に理解を求めた上の決定なのかというご質問だというふうに思いますが、これに関しましては、新庁舎建設事業につきまして、議員の皆様にご理解をいただけるように、これまで同様、全員協議会での報告等によりまして、市の考えを説明させていただいてきております。今回に関しましても、当然、決定等事項の進捗に関しまして、これまでと同等に十分な説明をさせていただきまして、議員の皆様のご理解を得た上で、市の決定へと向けていきたいというふうに考えております。

あとコンパクトシティの考え方というふうなことでありますが、コンパクトシティ、集約的都市構造というのは、これからの人口減少、少子高齢化の中で、やはり求められる都市構造であろうということは、国も推奨しているところであります。

しかし、考え方や防災のまちづくりというのも重要なものがありまして、この下田市においては、その両方を加味して何とかバランスをとるというふうに求められていると思います。コンパクトシティの考え方の中で、ただただ都市構造というか、その中心市街地に全てのものを押し込めば、それでコンパクトだというようなことではなく、それぞれの生活環境、自然環境等がありますので、鈴木議員のときだと思いますが、ご説明もしましたが、中心市街地という核の中で、周辺の農漁村や住宅地との関係性をしっかりとつくっていく、それも人的な交流というのもありますし、あるいは産業的な構造、そして交通的な構造、そういうものを上手にやることで、それがコンパクトという言い方だというふうに思いますので、全てをそこに、農漁村を全部都市部に集約すればコンパクトというような解釈ではないというふうに思っております。

これに関しましては、またいろいろまちづくりの論議でありますので、いろんな論議を積み重ねなければいけないと思いますので、また足りないところがありましたら、ご説明をしたいと思います。

防災につきまして、また公民館統廃合につきましては、まずは担当課よりご説明をさせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） それでは、赤間白浜線の果たす機能、またその活用を図るための道路整備について説明させていただきます。

都市計画マスタープランにおきまして、将来交通体系というのを考えております。その中で、南北軸は国道414号線、また将来的には、伊豆縦貫自動車道というのがあります。東西方向につきましては、松崎に抜ける主要地方道の下田松崎線、また南伊豆方面には、県道の下田南伊豆線、また136号線というのがあります。また東方向に関しましては、国道135号線、それと現在、整備が進められております県道の河津下田線というのが将来の交通の主要な幹線道路として、マスタープラン上、位置づけております。

そこで、赤間白浜線につきましては、マスタープラン上どのような位置づけになっているかと申しますと、赤間白浜線につきましては、地域に密着した道路ということで位置づけております。これはどのような道路かといいますと、その整備方針といたしましては、文教施設を初めとする公共施設の立地条件等の地域の特性を踏まえて、歩行者空間や生活空間、コミュニティ空間を確保するために改良を進めるものとしております。

そこで、津波災害時の対応でございますが、この赤間白浜線につきましては、マスタープラン上は、原田地区の1次避難地から広域避難場所であります白浜小学校を結ぶ2次避難路として考えております。

続きまして、この赤間白浜線と、それから中地区を結ぶことについてでございますが、前回の質問の中で、道路用地がないことで、丸山住宅を通ることはちょっとできませんというお答えをさせていただきました。それ以外の方法を考えますと、丸山住宅のところを右折しないで直進する道路がございます。それは市道でありまして、市道赤間丸山線という道路があります。その分岐から、距離にしますと、350メートルほど市道の状態がありますが、現道が2メートル、広くても3メートル以内の道路となっております。

また、詳細な調査はしておりませんが、現状、赤間白浜線に接続する場所を考えますと、詳細な調査の結果ではないですが、市道の設置となりますと、道路構造令に適合させる必要

がありますので、道路の線形、幅員、勾配等を考えますと、先ほど議員もおっしゃいましたように、市道整備の点では、なかなか難しいのではないかと考えております。

今後、2次避難路等の位置づけで、今マスタープラン上ではありますが、避難路、そして緊急物資輸送路等の必要性がもし検討されますようでしたら、その辺は考慮していきたいと存じますが、現状といたしましては、市道整備といたしましては、困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 下田幼稚園の避難路整備についてお答えいたします。

大安寺上及び下田幼稚園の避難場所につきましては、大体、大安寺と下田幼稚園の園庭合わせて約1,300平米の平地がございます。そのほかにも園舎、それからそこに至る通路等の場所がありますので、ある程度の収容能力はあるというふうに考えております。

しかしながら、想定外ということもありますので、万全とは言い切れないとは思っております。今回、委託で津波からの避難計画を立てますので、その中で、課題を整理しまして、どこが必要であるかということを考えていきたいと思っております。

また、手すりの設置につきましては、確かに危険性はあると思いますので、対応ができるように早急に検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、公民館の統廃合事業について、自主防災会への影響ということでございますけれども、自主防災会は区と違いまして、活動拠点自体は、どちらかという避難所とか、いわゆる自主防災会、倉庫が主となると思われまます。ただし、いろいろな打ち合わせには、公民館も使っていると思われまますので、影響がないとは言い切れないと思っております。

また、組織率の低下につきましては、総合防災訓練も今回ございますので、そういった中で自主防災会活動の必要性等を訴えまして、組織率の低下にはつながらないような形で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 公民館の統廃合事業につきまして、その廃止に伴う区への影響、それとその対策ということでございます。

各公民館につきましては、公民館活動のみではありまませんで、区の会合などにも活用されておりますので、何の対策もなく廃止では、地元区の皆様の諸活動に支障があると、そのよ

うに認識しております。

これまで板戸公民館を初め6つの公民館を廃止しておりますが、4つの区は、区として必要のため譲渡を受けております。なお1つの区は補助金を活用しての建設、残りの1区につきましては、近隣の市の施設が活用できるとの理由で解体ということになっております。

しかしながら、地区により状況は異なりますが、公民館廃止に伴い、代替の活動拠点を準備することで、区の活動に支障のないよう対策を講じてまいりましたので、今後も区の皆様の要望には配慮が必要と考えております。

なお、広報「しもだ」や公民館の使っている実情でございますが、広報「しもだ」や回覧等の配布先に関しましては、集会所等への配布が5区、区長宅等への配布が33区、公民館への配布は西本郷区のみとなっております。各公民館とも区の総会や役員会、会合等に活用されておりますが、ご指摘の中公民館は、中1区、本郷公民館は西本郷区が区の総会や役員会、会合等を行っております。西本郷区につきましては、年に2回の総会、月1回の役員会や老人クラブの会合等、また中1区につきましては、年2回の総会、年6回の評議委員会、20回の三役会議と利用頻度も高い状況というふうに認識しております。西本郷区や中1区のように、公民館を利用し、活動を行っている国つきましては、公民館が廃止になることでその活動に支障が出るということは避けられないというふうに考えております。

次に、加入率が少ないところの、また地区集会所等の建設の場合の負担の増に伴う脱退者が出るということのご心配でございます。

この件に関しましては、確かに補助制度を利用して集会所を新たにつくる場合の規模にもよると思っておりますので、過大な負担とならないよう区と十分に協議にし、今の施設規模にこだわらないよう配慮していく必要があると考えております。

最近のコミュニティーにつきましては、少子高齢化や人口減少、核家族化等によりまして、かなり地域コミュニティーが希薄になり、その維持が困難な状況になりつつあります。補助制度の活用も困難なことが想定されます。これからのまちづくりにおきましては、祭りや地域の行事を支えるため、そして防災面におきましても地域コミュニティーの維持、育成は重要な事項と認識しております。

なお、加入率でございますけれども、平成26年度当初の区への加入状況につきましては、下田市全体で66.99%、中1区は66.2%、西本郷区で50.8%と低い状況となっております。一番低いのが東本郷で31.64%という状況となっております。

今以上に区への加入世帯が減少しますと、人と人とのつながりが希薄になり、地域として

の活動自体が成り立たなくなるということも懸念されますので、今後、ちょっと具体的な対策というわけではございませんけれども、建設費の負担回避から区の脱退を考えるとといった事態にならないよう、地元区と十分な話し合いを重ねて、公平性を念頭に置きつつも各区の実情に配慮した最善の手法を探る必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木孝子君） それでは、私のほうからは公民館統廃合事業についての3点目、公民館の統廃合事業の実施年度の見直しについてご答弁をさせていただきます。

公民館の統廃合につきましては、これまで平成23年3月に策定した第5次行財政改革重点事業に基づき、各公民館所在の地域の皆様のご理解をいただきながら、板戸公民館、落合公民館、八木山公民館、須原公民館、北湯ヶ野公民館、椎原公民館の6館を廃止、譲与、または取り壊しをさせていただきました。

担当課といたしましては、これまでの各地域での説明や経過を踏まえ、今後も引き続き公民館の統廃合について、地域の皆様に説明と協議をしていく予定でございます。また、実施計画におけるスケジュールにつきましては、経営戦略会議に諮り、見直しを行う必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 議長、これから先は一問一答の形をとってよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） はい。

○3番（伊藤英雄君） では、一問一答でやっていきたいと思っております。

最初に、赤間白浜線について再質問をさせていただきます。

マスタープラン等では、白浜小へ向けての2次避難路に現状なっていると。津波災害時における赤間白浜線については、検討されるようであれば検討する。しかし、現状で、私も言ったんですけれども、市道をそのまま建設するのは困難であると。そこは、まあおっしゃるとおりだけれども、あの赤間白浜線、私はよく質問で繰り返しになってしまうんですが、救援に来た人や物資、それから白浜、外浦、柿崎、須崎、この人たちと災害対策本部が現状置かれる予定である敷根、ここと結ばれていないのかと。その必要はないのかと、マスタープランに書いてなければ、やらなくてもいいのかと、こういう理解を建設課がしているという理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 今おっしゃる連携の関係なんですが、道路啓開のシナリオによりますと、国道135号、136号は現在、県においては、まず第1に啓開していきますということです。早期な啓開が可能と考えております。その状況におきましては、赤間白浜線以外の135、136を使う方法でその連携を考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 啓開しているので、津波が来ても135、136号線は通常どおり通行できるというふうに建設課が考えていると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 現在の道路啓開の方針としましては、そのような方針になっているかと思えます。今後、それが変更になるようでしたら、別の方法を考えなければならないのかもしれませんが、現状におきましては、そのようなことになっていると思えます。

また、現在は建設中でございますが、東西方向としまして、東に延びる下田河津線の県道の早期の供用開始が望まれるところでもございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 少し話がずれていて、啓開することになっているかどうかを聞いているんじゃないかと、想定されている津波が来たときに、135号線、136号線は、啓開しているんだから被害は受けないと、そのまま通行できますよと、こういう考えでいるのかということです。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 135、136号線に関しましては、道路啓開は行われますけれども、津波が発災した直後は当然浸水域でありますので、その時点では通れません。ただし、ほかの市内の道路が各所で寸断されている中では、比較的最初に応援部隊の進出が可能となるというふうに考えております。

その中で、建設課長が言われるように、道路啓開の方針が変わった場合については、またいろいろと考えなければならぬと思えますけれども、今の時点で言いますと、最新の、最も早く開く地点だということでは間違いはございません。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） まず、道路がどのくらいで開くかという日が来るかということなんです。想定される規模によれば、下田だけが、あるいは伊豆半島東部だけが来るのではなくて、静岡県全県下、あるいは愛知から大阪、広い範囲で津波が来るよと。場合によっては、東京、横浜も被害を受けるかもしれない。その状況の中で、下田市に救援が、道路復旧が来るまでは、どのくらいの期間を要すると考えておりますか。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 津波発災後、一応予定でいけば、3日程度では開くというふうには考えております。ただし、それは414が通れるとか、そういった条件が重なればなので、途中がもちろん崩れていけば、もうちょっと遅くなるというふうには考えております。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 現実的には、人が多いところが恐らく復旧・復興の救援は優先されるだろうと思いますよ。県でいえば、浜松、静岡、沼津、熱海、そういうところのほうが先に、根っここのところが恐らくやるから、3日で開通するのは、やや楽観的過ぎるだろうとは思いますが。

そういう中で、赤間白浜線、仮に136号がいったとしても、旧町内、つまり駅前のところはほとんどが瓦れきになるだろうという想定がされています。そうすると、やはり136号線がつながったとしても、災害対策本部とはすぐにはつながらないんじゃないかと。旧町の瓦れきが全部片づくのは難しいんじゃないかと。

災害対策においては、ご専門家でありますから、釈迦に説法なんでしょうけれども、ある種の万全を期すと言いますか、2番手、3番手の対策も必要なんだろうと思うんです。その意味で言えば、赤間白浜線と災害対策本部のある敷根で、広くは稲生沢、稲梓とつなぐ道路、これは必要なのではないかと、この検討をする必要はあるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 先ほどの防災課長も述べましたように、現状の道路啓開のシナリオで考えますと、3日。それで道路啓開につきましては、中心の市ということをおっしゃいましたが、各方面本部で啓開のシナリオを策定しますので、それぞれで分かれて啓開の作業に当たると思います。また万全を期すという意味では、赤間白浜線の役割ですか、それは必要性が全くないというわけではございませんが、市道としての整備、並びに現状の道路啓開

のシナリオ等を考慮しますと、そちらを使っていくのがいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） すみません、余り言っている意味がわからないんですが、私は小学生じゃないので余り、何か聞いていると小ばかにされたようなんですが、市長は市庁舎でも見直すと言った。僕も、これまで市の政策はかなり見直しがあるんですよ。今、こうなっていますよ、ああ、そうですかということを知りたいんじゃないんですよ。

今後、津波を考えたとき、防災だって全てもう完璧にできているわけではない、避難路だって全部できているわけではない。避難路整備をしますと、現状はないからじゃない。将来どうしていくのがいいのかということで、ここに立って質問をしているわけですよ。

今、こうなっていますよと、それじゃ、ちょっとおかしいんじゃないですか。ここで議員が一般質問で質問して必要があるんじゃないかと言っているのに、現状はこうなっていますよと言うだけ。それはちょっと答弁の姿勢がおかしいと思いますよ。将来、必要がないならないと言ってくださいよ。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 現状のマスタープラン上の計画におきましては、避難路としての指定はしておりません。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 議長のほうから、ちょっと注意してもらえませんか。

私が聞いているのは、現状どうなっていますかじゃないんです。津波が来たときに、その道路の必要性があるのかないのか。少なくともその検討はすべきではないかと言っているわけですよ。それを、現状こうなっています、現状こうなっていますと。こんな議員を、ある意味じゃ議会をばかにした答弁はないんじゃないですか。

議長、善処をお願いしますよ。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 道路網は、防災にかかわらず産業においても生活においても、網の目のようにあったほうが理想的だと思いますし、そのような整備を望んでいることは確かであります。ただし、いろんな災害がありますから、この道路が通行どめになったら、どの道路が使えるかという、そういう補完的な環境をつくらなければ、安心安全は提供できないとい

うふうに思います。

そういう意味からしますと、伊藤議員がおっしゃるように、135号、136号の中で、135号がこの部分が海に近い、あるいは浸水する、そういう中で通行どめになる、あるいはその他の災害でもし通行どめになったときには、代替の道路がやっぱり整備されているべきであろうということは、私も正しいと思いますし、望むことだというふうに思います。

しかし、現状の中で、津波の災害想定、あるいは、道路啓開の計画の中から言えば、その部分の中でこういう手順で、何とか補完できるという計画がありますので、そういうものを鑑みると、優先順位としては低いということを担当課のほうでは言っているわけでありまして、まったくそういう道路の整備が必要がないとか、無駄であるというふうな見解ではありません。

ですから、その整備というのは、順次やる中では、当然やるべきだと思いますが、もしその中で、第1選択というような形で問われれば、道路啓開や津波等の対応の中では、第1選択にならない状況にあるという説明だというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） それでしたら、メニューを示してくださいよ。つまり優先順位、第1位は何だと。どのくらいの優先順位で赤間白浜線との道路はやるんだと。比較検討がなければ、ただ優先順位が低いと言われたって、それは納得できませんよ。その防災における道路の計画全部を示していただいて、その中でそれはそうだねと、こちらのほうが優先だねと、その判断ができなければ、今のご答弁だけでは承服できかねますね。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 前年度におきまして、都市計画マスタープランの全体構想をお示しいただきました。その中におきまして、2次避難路レベル2復興イメージ方針図というのを掲げております。私の説明が現状に偏った説明であったかもしれませんが、そうではなく、この方針に従いまして、マスタープラン上では計画しておりますということでございます。よろしいでしょうか。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（土屋 忍君） はい、どうぞ。

○建設課長（長友勝範君） マスタープランは将来の計画でございまして、その計画を前年度、全体構想としまして、議員の皆様方にもお示ししております。ですから、これは方針の検討

でございます。

実施計画のことをございましょうか。そうなりますと、現状としまして、実施計画の順位づけというのを今のところしておりません。整備計画も。

〔発言する者あり〕

○議長（土屋 忍君） 立って説明してもらえますか。ちょっと待ってください。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） どうも話がかみ合わないんだけど、赤間白浜線について、防災対策上、検討する必要がないと、市としては考えておるという理解でよろしいのか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 検討する必要がないというふうなことを答弁しているわけではございません。先ほども言いましたように、道路状況というのは、多重的に整備して、そしていろんな状況に対応できるようにしていくべきでありますけれども、ですから、そういう意味からすれば、あの地域の中の避難として、あるいはこちらから、災害対策本部から、例えば救援へ行くとか、そういう、あるいは135号の例えば柿崎の方面だとか、ああいう沿岸に近い部分のところが通行どめになったときに、じゃ、どの道路を使ってどこへどう行くんだ、どこからどういうふうに来るんだということを想定すれば、当然、2重、3重のものからすれば、必要な道路だと思います。そういう意味からすれば、整備をしていくべきだし、その必要はあろうかというふうに思います。

ただし、その中で、例えば先ほど言った、必要でありますけれども、最優先としてしてない部分の理由というのが、先ほど言った、道路啓開等の計画の中で、ほかに比べると、こういうふうな補完的なものがあるからということではあるところでありまして、議員おっしゃるように、道路の整備の中で、防災上、あるいは生活上、いろんな面から考えますと、当然、整備をしていかなければならないものの一つだというふうには理解はしています。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 結論がよく理解できないんだけど、マスタープラン上は、現状ないと。だけれども、市長の答弁によれば、それは検討していく必要があると。もちろん今すぐやるとか、そういうことではないんだろうけれども。

つまり、実行する段階においては、優先順位が発生する。だけれども、それを計画の中に入れ込むかどうかという話であれば、道路整備の中の計画に赤間白浜線と災害対策本部、あるいは稲生沢と結ぶ道路は、検討する道路として認識していると、こういう理解でよろしい

ですか。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） この災害のときの避難路とか、あるいは迂回路の関係につきましては、当然重要な問題でございまして、今の赤間白浜線につきましても、今後そういった機能をどのように発揮していくことができるのかというところの検討が当然必要になってまいります。

今回、下田市が策定した津波対策のアクションプログラム2013におきましても、赤間白浜線のみならず、例えば、林道ヒノキ沢の問題をどうするのかとか、あるいは、寝姿林道をどうするのかとそういったものもアクションプログラムの中には入れておりますので、そういったところも含めまして、今後、総合的に検討していくと、そういう形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 副市長の答弁で大変わかりました。よろしくご検討をお願いします。

次に、下田幼稚園の手すりの設置は、実施する方向で検討していただけるということなので、よろしくお願いたします。

下田幼稚園に今現状は、かなり各地区が避難場所に決めているようなんですが、やはり下田幼稚園以外にも市内の周辺で避難路をやっぱり整備していく必要があるんだろうし、そうすれば、下田幼稚園の過度の集中は防げると思うので、引き続いての避難場所の設置をお願いしたいと思います。

公民館の統廃合については、現状の中で言えば、今後見直しを図りながら、地元区と相談しながら最善の道を探していくと。総務課長がおっしゃったように、現状の規模のままがベストかどうかというのは別の問題として、人口、使用状況等を考えて、規模はどんなふうになっていくかわからないんですが、地元区と相談、一律にとにかく27年度中に、中央公民館以外は全て廃止、譲渡ということではなく、最善の道を求めて検討していくと、こういう理解をして終わります。

最初の新庁舎の建設なんですけど、緊急防災減災事業債の活用を図って比較検討するという言葉を使っておりましたので、3案と新しく今探しているところ、これの比較検討をしていくんだと。別に、今の要するに浸水地域のところをやめたんじゃないかと、4つ目の候補地をこれから探すんだという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 第4の候補に対する要件としまして、財政上の問題、あるいは、そういうそれに伴うのは建築方法や、あるいはその事業債の活用、そして、そういう工法的なもの、そういうものをいろいろ鑑みると、浸水域ではそのような解決策が見出せないということで、第4は浸水域外に選定しなければいけないというようなことで、今選定をしているところであります。

〔発言する者あり〕

○市長（楠山俊介君） ですから、それをその第4の候補と3候補地を比較検討し、ここに決定をするという説明をさせてもらいたいということの中で、留保しているという形でしているということでありまして、私として、第4の候補地が皆さんにご理解いただけるものになるよう、今、鋭意努力しているということでありまして。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 私の頭が相当ばかなのかよくわからないんだけど、最初のその事業債を使うためには、浸水地域だと使えないから浸水地域外で探すと。んだけど、探したら、浸水地域と比べるよと。言語の矛盾を感じるんですよね、最初の言ったことと結論とに。ここに矛盾はありませんか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 決定に向けての作業として比較検討し、きちっとわかりやすく説明するためにということをしているところです。ですから、現段階は、前回の全員協議会で説明しましたように、第4の候補地を探すことで決定に向けたということですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） わかりやすい説明をしていくというんだけど、ますますわかりづらくなっているのが私の率直な感想なんです、第4の候補をどのくらいで探して決定するかわからないんですが、いずれにしても9月には、それを含めて最終の場所を決定するよと、そこは動かないよと。それは、ある程度議会の理解を得た上で、全ての最終決定は9月になるよという理解でよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） その最終という言い方をしますと、いろいろな条例等も問題がありますけれども、皆さんがご理解し、この位置で庁舎としてという事業が進む段階は、9月まで

にご理解をいただくように、今準備をしているところであります。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 決定するかどうかという質問に、理解をいただけるように努力をしている。少しわかりづらいですね。明確に決定するのか、あなたは決定すると言ったんだから、決定するというご返事がなぜいただけないのか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） こちらとして決定をすることを提示をして、皆さんにご理解をいただかなければ決定になりませんので、そういう意味で、わかりやすすくない言い方になったのかもしれないけれども、こちらとしては、決定いただけるようなものに、今、一生懸命候補地を選定し、プランをつくっているところでありますので、それをもって皆さんに決定いただきたいというふうな段取りであります。それが9月にはそのような形にしたいということでもあります。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） では、9月には、要は議会に理解を得たいと、議会で決定していただきたいというような理解をするんだけど、現実的には、議会で理解をする、決定するというのは、議案として当局から出てこなければ議会の決定はないので、9月には何らかの予算措置なり何なりが当局から提案されるよと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 議会と言いましても、その前に先ほども説明いたしました、全員協議会等を利用して、きっちりと皆さんにご説明をし、そしてご理解をいただく中で、9月にはその庁舎建設の事業として必要な提案が出てきますので、それを進められるような議案を提出していきたいというふうに思っております。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 大変わかりました。ありがとうございます。

9月議会では、何らかの議案が出てくることをお約束いただいたということで、このお約束は、3月で庁内で決定するということはできませんでしたということでしたが、9月の今の議案提出については、大変失礼なんだけど、間違いなく今の段階では、提案することに自分の中では決定していると、こういうお約束を議会に対してしたという理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君）　そういうふうな形に、皆さんにご了解いただけるようにしておりますので、そういうふうな形になれるように鋭意努力をしていきます。

○議長（土屋 忍君）　伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君）　弱っちゃったな、その努力をするということは、要は、できるかどうか分かりませんよとほぼ同義語なんですよね。

つまり9月までには決定するよと、やるよということじゃなくて、9月までには決定できるように努力をしますよというのだと、当初言われていた9月に決定ということではなくなっちゃうんだけど、それはどちらなんですか。努力をするんですか。

○議長（土屋 忍君）　あと3分です。

市長。

○市長（楠山俊介君）　決定に関しまして、私が決定をしたという一言で決まるのであれば、それはそれで決定でしょうが、議員の皆さんにきちっとご説明をし、市民の皆さんにご説明をし、そして理解を得ませんと決定にはいきませんので、そういう意味で、まだその作業をしておりませんので、提示しておりませんが、皆さんにこれから提示する段階の中で、きちっとご理解をいただけるというふうに思って、今、作業を進めておりますが、まだその時間が来ていませんので、少しはっきり言いにくいところがあるのかもしれませんが、私の個人的な気持ちの中では、決定をいただいて、きちっと進められるというふうに思っております。

○議長（土屋 忍君）　伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君）　水かけ論になってしまうので、9月には努力をして何らかの議案なり何なりを出すということを今、議会に市長がお約束をしたと、私たちとしてはお約束をいただいたと、こういう理解で質問を終わります。

○議長（土屋 忍君）　これをもって3番、伊藤英雄君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

10分間休憩いたします。

午後 1時58分休憩

午後 2時 8分再開

○議長（土屋 忍君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位6番。1、下田市役所新庁舎の建設候補地について。2、下田港における防災・津波対策の推進と観光都市にふさわしい港まちづくりについて。3、賀茂郡下各町との比較において次の事業に対する支給額、助成額及び負担率の見直しについて。

以上3件について、14番、大川敏雄君。

〔14番 大川敏雄君登壇〕

○14番（大川敏雄君） 私は、今、議長に紹介していただいた3項目について、この議会で質問いたします。

第1点目には、下田市役所新庁舎の建設候補地について質問いたします。

6月6日、市議会の全員協議会が開かれました。この協議会の内容をもう一度整理しますと、こういうことだったと思います。

現在までに挙げた敷根公園、駅ビルとの合築、現在地、3候補地を総合的評価をした結果、1カ所に絞り込むことは困難であると。候補地は、その3候補地を留保して、次の要件を満たす新たな候補地を検討すると。

その要件が4つありまして、その第1点は、健全で安定的な行政運営を目指した場所にする。具体的には、財政負担を軽減するため、緊急防災減災事業債が適用される南海トラフ巨大地震の津波浸水想定地域外にするというもの。2点目には、利用者の利便性が最大限に確保できる場所。3点目には、中心市街地、経済を下支えとする場所にする。そして、4番目には、市民の安心安全が確保できる場所と、こういう4要件を挙げまして、市長は、適地は念頭にあると、こう表現されました。そしてさらに、建設スケジュールは従来の建設スケジュールを変えないと発言をされているわけです。

そこで、振り返って、本年1月31日に、文化会館の大ホールで庁舎についての説明会が、ございました。このときの建設スケジュールをもう一度復唱してみますと、本年の6月、今ですね。下田市議会全員協議会に建設位置の決定を報告しますと、このときは、もう既に遅れているんですが、そういうことになっております。そして、9月には新庁舎基本計画策定に伴う補正予算を計上する。そこへ平成27年度は、基本計画の策定と合わせて下田市役所の位置に関する条例の改正手続をします。そして、平成28年から30年、いわゆる3カ年かけて、基本設計と実施設計、さらには建設工事を実施すると。以上のようなプロセスを、実は大ホールでこのプロセスを明らかにしたわけです。

そこで、私は市長に対して3点質問いたします。

まず、第1点目には、市当局は新庁舎建設に当たって、財政負担の軽減を図るため、緊急

防災減災事業債の適用される建設候補地を津波浸水地域外としておりますが、平成28年度までに事業着手することが適用の前提条件となっております。この条件をクリアするためには、今述べました、1月31日に市民に公表した現在のスケジュールを前倒しをして執行することが必要になってきます。市当局は、今後の建設スケジュールを具体的にどのような見直し計画を持っているのかお尋ねいたします。

第2点目には、新庁舎を移転する場合は、市役所の位置に関する条例を改正するため、議員の3分の2以上の同意を得なければなりません。それ以外に、議会及び市民の合意手続は早期に精力的にやらなければならないわけであります。

私は、本会議終了後、直ちに建設候補地について、市議会全員協議会を開催して、議会に提示し、意見を徴していくことが最も大事だと思います。そういうことでございますが、市長の見解をお尋ねしたい。

第3点目には、6月6日のこの全員協議会において、適地は念頭にあると発言をしておりますが、この民有地の地権者との事前協議は、どのような状況になっているのかをお尋ねいたします。

この以上3点を質問いたします。

それから、大きい2番目に、下田港における防災・津波対策の推進と観光都市にふさわしい港まちづくりについて質問をいたします。

下田市の発展を担ってきた、天然の良港である下田港は、江戸時代より風待ち港として栄え、出船入船三千隻と歌われるほど繁栄をし、幕末のペリー来航時には近代日本の幕開けの場所と脚光を浴び、伊豆半島における下田市の基幹産業の発展に貢献してきました。

昭和26年度には、避難港の指定を受け、昭和8年に着工した鶴島防波堤は、昭和41年に完成され、さらには、48年には東防波堤が完成されました。昭和60年度より国の直轄工事として下田港外防波堤建設工事が着手され、避難港としての機能拡大と津波対策として大きな役割を果たすことが期待されておるのであります。

平成25年6月27日、静岡県第4次被害想定が公表され、東日本大震災を初めとする地震津波災害が残した教訓や科学的知見を生かしつつ、静岡県や下田市は地震津波対策のアクションプログラム2013年を策定いたしました。本年は、下田港開港160年という記念すべき年でもありますので、以下6点について質問いたします。

まず、第1に、下田港外防波堤整備事業の促進化と質的強化策についてお尋ねいたします。

23年の10月7日、清水港湾事務所が公表いたしました事業概要によれば、整備目的が2つ

ありまして、荒天時における避泊水域を確保し、海難事故の減少や効率的な船舶の運航を可能にすると。この避泊可能隻数というのは、整備前は4隻だった。これが外防波堤ができれば16隻になると。あるいは東海地震による津波に対して、市街地等を防護すると。これは浸水面積が整備前では57.5ヘクタール、これは2メートル以上のところも入ります。しかし、整備後においては32ヘクタールで、全て2メートル以下になると、こういう一つのことを想定して、整備目的がされております。

そして、整備期間として、昭和55年から平成32年、つまり2020年、あと6年で完成を見込んでいるわけです。全体事業として550億円を上げております。これが公表された事業概要であります。

そこで、2点質問いたします。

平成25年度成立した国土強靱化法に基づきまして、国土強靱化基本計画が今月の3日に閣議決定されました。地域計画の策定を支援するモデル事業として、静岡県も選択されました。対策とその目標値でございますが、これを見ますと、南海トラフなどの大規模地震の発生が想定される地域の海岸堤防の整備を推進するということになっておりまして、国全体では、2012年においては整備率が31%を、平成28年度、3年後には、2016年には64%、倍にすると、こういう一つの基本計画が閣議決定されたわけです。

そこで、まず外防波堤の完成年度の繰り上げを目標に、要望活動を積極的に私はやるべきだと思うわけですが、市長はその辺の考え方はいかがですか。

2点目には、東日本大震災の教訓を踏まえて、津波による壊滅的な倒壊防止策をどうこの外防波堤の工事に組み入れられているのかをお尋ねいたします。

それから、2点目に、鵜島防波堤と東防波堤の減災効果の向上策についてお尋ねいたします。

先ほども申し上げましたが、鵜島防波堤は昭和8年に着工いたしました。3回にわたって工事をし、実は昭和41年に完成を見ております。そして、東防波堤は、昭和41年から7年間かけまして、昭和48年に完成をしております。少なくとも、私は素人で十分その工法的なこととは言えませんが、私なりに思うのは、この2つの防波堤のかさ上げ対策や補強対策を、いわゆる国や県に求めていくことが私は大事だと思います。津波対策として、その点について市長の考え方をお尋ねします。

それから、第3点目には、レベル1の津波対策の施設整備計画作業の進捗状況についてお尋ねします。

内閣府中央防災会議は、東日本大震災による甚大な津波被害を受け、比較的発生頻度の高い津波レベル1に対して、防潮堤等、防波堤津波防護施設の整備を進め、この10年間で人的被害を8割減少させることを目指す整備方針を出しております。下田港においては、かさ上げ対策、液状化対策及び粘り強い構造への改良を対策の内容としておるわけでありませぬ。

そこで、お尋ね申し上げます。

達成時期を平成34年度末にしておりますけれども、今後のこの施設整備計画の策定作業の進捗状況を課長さんにお尋ねいたします。

4点目には、武ガ浜再開発地区計画区域内にある旧ドック跡地の土地利用についてお尋ねします。

昨年、25年3月定例会において、私の武ガ浜地区旧ドック跡地の土地利用に関する一般質問に対して、土地所有者より各担当課へ相談があり、課長会議での協議をしたけれども、その時点では計画施設の具体的な内容が不明確であり、事業実施も未確定のため説明ができないというのが当局の答弁でありました。その後、旧ドック跡地の土地利用について、動向が全くわかりませんが、各担当課では、土地所有者からの相談や協議を受けた事実があれば、その内容を説明していただきたいと思ひます。

ご承知のとおり、旧ドック跡地は、平成13年に法的に網かけを變更を指定されております。武ガ浜地区再開発地区計画を都市計画決定し、なおかつ地域内における建物の建築物の制限に関する条例も制定され、これが現在も生きている状況であります。とりわけ平成25年6月27日、静岡県の第4次地震被害想定が公表されて以降、開発行為が一層難しい状況になっていると私は予想しています。

今後、下田港における津波被害防止対策を総合的に推進していく上で、旧ドック跡地約1万坪の土地は、非常に重要な位置になると思ひてなりません。地震、津波から命を守る。昨日も竹内議員が具体的な提案をいたしましたけれども、とにかく津波総合防災拠点にすべく、県有地として確保していただく方向で、精力的に静岡県と協議をしていったらいかげなものでしょう。市長の見解をお尋ねいたします。

5点目には、外防波堤完成により、下田港の泊地が約2倍になることに伴う観光都市にふさわしい港まちづくりの構想の策定についてお尋ねします。

昭和60年5月、当時の運輸省港湾局は、成熟化社会に備えた港湾整備政策として、21世紀の港湾の策定を行いました。この目標の実現化の一環として、市として、地方港湾を核とした新たな港まちづくりを目的とするマリンタウンプロジェクト調査を実施し、港まちづくり

の基本計画等を策定いたしました。

このことを受けて下田市は、下田港の避難港としての機能を確保しつつ、港湾空間を高度に利用し、陸域の利用と一体となった魅力ある個性的な港まちづくりの開発整備基本構想の作成、地域活性化の拠点となる地区にかかわる整備計画の策定、及び事業化の検討等を財団法人の港湾空間高度化センターに委託をいたしまして、実は、下田港マリンタウンプロジェクト調査委員会を組織をして、平成2年の3月、下田港湾整備基本計画を策定いたしました。これが俗に言うMTP構想であります。

昭和60年度は避難港の機能強化と東海地震による津波対策として、外防波堤工事が着手された年でもあります。この構想は、外防波堤が完成すると、下田港の泊地が2倍になるという前提のもとに策定されたものであります。外防波堤は、現在の計画でも6年後、つまり東京オリンピックが開催されます2020年には完成させると予定されております。

このような時期こそ、伊豆半島における下田市の基幹産業の発展に貢献してきた、下田港を核とした新たな港まちづくりを目的とした整備構想基本計画を県や国と協議して、策定していくことが私は必要と考えますが、市長の見解をお尋ねします。

7点目には、下田港湾対策協議会の規則第2条に関する事項について意見を求めることについてお尋ねします。

本規則の2条には、協議会の任務が記載されております。下田港に関する基本的な施策、開発、事業計画と必要な事項を調査協議すると明記されております。ぜひ私の提言事項を含めて、市長は意見を求めていくことが必要であると私は思いますが、その意思があるのかどうなのかお尋ね申し上げます。

大きな3点目には、賀茂郡下各町との比較において、次の事業に関する市の支給額、助成額、及び負担率の見直しについてお尋ねいたします。

南伊豆地区1市3町の合併協議会が平成20年度に設置されました。私も委員として出席させていただきましたが、その翌年の4月には、人と自然と多彩な回廊がキラキラ輝くふるさと発信空間というテーマを目指して、この新基本計画が策定されたわけであります。下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、1市3町の合併はご存じのとおり破綻いたしました。今でもこの合併が実現できなかったことは、まことに残念であったし、この破綻の選択は私は失敗であったと思います。

今回の事業に対する市の支給額、助成額、及び負担率を是正、見直すべきであるという視点からの取り上げた理由は、合併協議会の審議協議の過程で、協定内容の統一化を図るとき、

下田市の行政サービスのレベルが低く、町に準ずるべきであるという結論が出た事業であるからであります。

その第1は、災害見舞金です。市内で発生した火災、風水害、震災及び非常災害における罹災世帯、またはその遺族等で埋葬を行う者に支給されているものでございますが、その支給額は、下田市は実は死亡で10万、要綱では出すようになっています。しかし、東伊豆、松崎は100万です。河津、南伊豆は、下田と同じで。また、全焼の場合、これは下田市が3万、この周辺の東伊豆、河津これらは皆10万です。半焼の場合は、下田市が2万、東伊豆この周辺の町は5万です。一部床上浸水は、下田市が1万、そして周辺が3万と、以上のように非常に下田市のこの災害見舞金が低い状態であります。これはぜひ是正すべきであろうと思いますが、いかがですか。

それから、2点目には、精神障害者医療費助成金の増額であります。経済的負担の軽減と精神的援助を図り、精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的にしてこの要綱ができてはいるわけですが、これが下田市は入院して3カ月経過したときから、月5,000円のこの助成をしております。ところが、周辺は1万円あります。本当にこれは少なくとも各町と合わせても、増額してもいいのではなかろうかと思いますが、いかがでしょう。

それから、3点目には、有害鳥獣駆除報償金の増額でありますけれども、平成24年度のこの郡下の市町の捕獲実績をちょっと見てみますと、下田市はイノシシが平成24年度は468頭、南伊豆が512頭を、大変成績が24年度はよかったんですが、この駆除の報償金が国の交付金が猿とイノシシ、鹿、全て1頭について7,000円出ています。伊豆太陽農協は、猿が8,000円、鹿、イノシシが2,500円が出ています。それに加えて各市町が出しているわけです。

そこで、この報償金を猿で見ますと、下田市が2万、東伊豆、一番多いのが南伊豆5万、東伊豆が3万ということで、下田の同額はありますけれども、下田が一番低い。イノシシが下田市は1頭につき3,000円、ほかは5,000円、あるいは1万7,000円出しております。鹿は、下田市が3,000円、そのほかは5,000円から1万7,000円と、下田市より多額になっています。多い金額が出されているわけですが、少なくともこの市のものについても、いわゆる周辺の町と同額にすべきではなかろうかと、こう思います。

それから、4点目には、急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担率の軽減でございます。これはいわゆる急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律について対応するものであります。この補助率は、下田市は平成18年度まで、この周辺の町と同様に、国が45%、県が45%、市が5%、受益者が5%とこういう負担率だったわけです。そして、平成19年から、下田市が

多分、これは財政事業費を逼迫したというようなことで、市の負担をゼロにした。そして今日に来ています。それで受益者負担を10%にしたと。

私は、少なくとも今後、防災関係の事業をさらに推進しなければいけないという視点からすると、やはり従前どおり、市の負担を5%、受益者を5%と、こういう形で従前の形に戻すことが妥当と思いますが、いかがなものでしょう。

以上、主旨質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、大川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、新庁舎の建設候補地についてのご質問であります。スケジュールの変更、あるいは地権者との状況につきましては、後ほど担当課よりお答えをさせていただきます。

私のほうからは、建設工事につきまして、できるだけ早い時期にというようなことを問われていると思いますが、このできるだけ早い時期に明示したいということは考えております。

しかし、現時点では、まだ発表できる段階ではないという状況をご理解いただきたいと思えます。発表できる条件が整い次第、全員協議会の開催をお願いをいたしまして、議員の皆様にお示ししたいというふうに考えております。この時期の明示は、もう少しお待ちいただきたいというところであります。

続きまして、下田港における防災、津波対策の推進と観光都市にふさわしい港まちづくりについてというようなことで、港湾の対策に対して6つほどいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、下田港の外防波堤の完成年度の繰り上げを目標に要望活動を積極的に展開すべきであるというご意見であります。それに関しましては、そのように思います。下田港の整備促進に関する要望活動につきましては、毎年行っているところであります。平成25年度には、8月26日に中部地方整備局へ、そして年を明けた1月27日に中部整備局の清水港湾事務所のほうへ要望書を提出し、要望活動を行っているところであります。

今後も外防波堤の早期完成のために、引き続き要望活動を継続してまいりたいと思えますが、中部整備局等の関係者と話をしますと、中央省庁への要望活動はやはり必要であるというようなことをアドバイスいただいておりますので、それも含めてこれから計画をしていきたいというふうに思っております。

それから、東日本大震災の教訓を踏まえまして、津波による倒壊防止とどういうふうに取り

り組んでいるかというものでありますが、現在工事中の防波堤におきましては、100年に一度程度の地震による津波に対しまして、倒壊を抑制できる構造で整備を進めているところがあります。

ただ、大津波に対しまして、防波堤の倒壊を完全に防ぐという構造ではありませんが、東日本大震災におきまして、航路部分、あいている船の入ってくる部分ですが、航路部分より転倒が始まったという事例がありますので、沖防波堤の中央部に当たります本航路部分140メートルほどの区間ではありますが、その防波堤の先端の基礎工部分に転倒防止の工作を講じる予定でありまして、これによって、防波堤の倒壊に対して一定の効果が発揮できるというふうに言われております。

続きまして、鵜島防波堤、東防波堤の減災効果に対しましてであります。これに関しましてのかさ上げ対策や補強対策の実施を要請していくべきであろうというご提案であります。現在、県では鵜島防波堤、東防波堤につきまして、外防波堤完成後のシミュレーションは行っていないということで、かさ上げ対策や補強対策の実施計画もないという状況であります。

しかし、この整備は私としても検討が必要な重要な案件だというふうに思っておりますので、今後、静岡モデルの中で検討されるよう、しっかりと要望をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、レベル1の津波対策、施設整備計画作業の進捗状況ということではありますが、下田土木事務所からの聞き取りによりますと、下田港内航における防潮堤等の施設整備計画につきましては、来年には県のアクションプログラムの見直しが予定されているということでもあります。現在は、現況施設の耐震性能評価を行っているところで、アクションプログラムの見直しまでに評価を終了させ、その結果を踏まえ、整備計画を策定し、実施していくという予定とのことでもあります。

続きまして、旧ドック跡地、武ガ浜再開発地区計画の区域ではありますが、その土地利用についてのご提案ではありますが、この地区計画につきましては、地権者との合意形成が必要でありますので、こちら側の一方的な計画変更ということではできません。したがって、この土地利用に関しましては、所有者の意向を踏まえまして、やっぴいかなければならないということでもあります。

この再開発地区計画におきましては、いろいろ過去の経緯の中で施設を建築するという状況にはなっておりますが、この南海トラフの巨大地震等の被害想定の中で、あの部分が防災

上、大きな必要のあるところであろうというような考えは出てきましたので、こういう防災機能を備えた再開発地区計画を見直すということが必要であるというふうには考えておりません。

その中で、景観を損なわないような防潮堤のやり方、あるいは避難所や避難ビルの機能を備えた建設物等の整備計画等々、いろいろアイデアはあろうかというふうには思いますが、先ほど言いましたが、地権者との関係もありますので、こちらから一方的にアイデアを公表するわけにはいきませんので、順次検討していきたいと思っております。

その中で、県有地としての整備ということですが、この財政上、大変な市でありますので、県のほうで積極的にあの部分を購入していただく、あるいは整備していただくということの中で防災対応ができれば、願ったことでありますし、当然そこには、防潮堤や水門の計画も隣接されているところでもありますので、それも踏まえて、これから検討し、下田のまちの防災の大きな盾になればというふうに思っております。

続きまして、外防波堤完成によって、下田港の泊地が2倍となったということの中で、新しい下田の港を核とした港まちづくりというようなことの整備計画をもう一度考えていったらどうだという提案だというふうに思いますが、下田港の港湾整備構想計画調査は、下田港の有する資源を最大限に生かした個性豊かな海辺のまちづくりを推進する目的で、平成元年3月に作成されたところであります。

本計画は、下田港周辺を6つのゾーンに分け、それぞれのゾーンの整備の方向性をまとめているところであります。後の平成2年3月になりますが、マリンタウンプロジェクト調査におきまして、ゾーンの一部を細分化しまして、9つのゾーンで開発整備の基本方針を定めております。9つのゾーンのうち、外ヶ岡ゾーンにつきましては、平成3年に下田外ヶ岡地区基本計画が策定されまして、平成12年9月にベーステージ下田が竣工いたしました。

また、下田港環境整備事業としまして、平成5年から施工しておりました、まどが浜海遊公園が平成16年3月に竣工し、外ヶ岡ゾーンと柿崎海岸線ゾーンが一带に整備されました。柿崎海岸線ゾーンにつきましては、遊歩道や弁天島公園の整備も完成したところであります。

残されたゾーンといたしまして、市街地、下田内航ゾーンや下田ドックゾーンとなっておりますが、これらは都市計画マスタープラン等に基づいて整備されていくこととなっております。また、残りの須崎半島、赤崎や赤根島、寝姿山のゾーンにつきましては、自然海浜の保全、景観の保護等となっております。内航水面ゾーンにつきましては、泊地が2倍となったため、計画どおり新たな水域利用の目的が達せられることとなります。

なお、柿崎海岸ゾーン内の内マリーナ計画につきましては、平成14年に公共事業として実施しない方針が出されておりました、ものの荷さばき埠頭の計画がアクセス道路等の整備があわせて必要となるために再検証が必要であると考えられているところであります。

いずれにいたしましても、計画策定期間が平成の初期でありますので、現在と状況が大きく異なっているということで、本計画の推進につきましては、都市計画マスタープランや景観計画等を含め、再度検証が必要になるというふうに思っております。また、この中に、先ほども言いましたが、防災上の要件を入れ込みますと、この平成の初期に比べますと、防災上の必要性というのが大きな条件になっておりますので、またそれを踏まえて計画が再考されるべきというふうに思っております。

続きまして、下田港湾対策協議会規則第2条に関する事項について、意見を求めるべきであろうというようなことではあります、現在、下田港湾対策協議会は、国・県の代表者、市議の皆様、それから港湾受益者代表者等23名で組織されております。平成25年度におきましては、外防波堤工事の進捗状況と、これに伴います灯台再編成及び航路変更に続きまして協議をいたしました。

本会議は、規則に定めておりますように、基本的な施策、開発、利用計画等を協議していただく場でありますので、当該整備構想基本計画につきましては、今後再検討いたしました後、協議が必要な際はお願いをし、下田港並びに当該計画に対する考えなどを積極的に発表していただく必要があると考えております。

これに伴いまして、当然、先ほど言いましたが、港湾のあり方、またまちづくりとの整合性、そして防災といろいろな問題が多かろうと思っておりますので、この協議会のほうと連携をしながら、しっかりとした計画をし、事業推進に向けなければいけないという状況であるということとは認識しております。

大きな第3点目ではありますが、賀茂郡下の各町との比較において、ご指摘の事業に対する支給額、助成額及び負担率の見直しについてということに対してお答えいたします。

議員ご指摘のように、近隣市町と差異がありまして、それも下田市が低額であるという状況にあります。これはいろいろ事情があるわけですが、行財政改革としてどうしても必要であったということもありますし、また議員もお話になりましたが、進められておりました市町の合併のときにおいて、調整されるべきものだということが、合併不成立によりまして、その作業が中断し、されなかったという状況、そういう事情もあったというふうに認識しております。

全ての人が暮らしやすいまちづくりをつくっていくにおいては、近隣市町との差異を小さくしていくということは必要と考えますので、その見直しにつきまして、必要とは思いますが、まだまだ行財政改革を進めなければならない状況もありますので、それを踏まえまして、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。提示いただきました各項につきましては、担当課よりご説明をさせていただきます。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 私からは新庁舎等の建設問題について、民有地にかかる地権者との交渉協議はどこまで進んでいるのかについてお答えさせていただきます。

地権者とのお話につきましては、本市が現在、新庁舎等の建設計画を進めるに当たり候補地を探っているところでありますということで、津波浸水想定区域外に候補地を求めており、その候補地の一つとして検討させていただきたい旨申し入れを行いました。それに対しまして、特段の計画の予定は持っていないということでございまして、候補地として検討を進めていくことについて問題はないというご返事をいただいているという状況でございます。

今後、そのご返事を踏まえ、議会等をご理解を得ながら、具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 私のほうからは、新庁舎建設について、スケジュールの見直し、前倒しをしてはどうかとのお尋ねについてお答えいたします。

新庁舎の建設時期の変更につきましては、庁内的にも議論、意思決定の手続を現在まだ踏んでおりませんので、この場で変更する旨の答弁をすることは、申しわけございませんが、差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、ご質問のとおり、平成28年度緊急防災減災事業債は、事業着手といった時期の縛りもでございます。ご質問の主旨を真摯に受けとめ、一日も早い着手、開庁に向け、努力いたしますので、何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 私のほうからは、賀茂郡下各町との比較におきまして、市の支給額、助成額及び負担率の見直しについてのご質問のうち、災害見舞金の増額及び精神障

害者医療費助成金額の増額につきまして答弁をさせていただきます。

まず、災害見舞金につきまして答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、この災害見舞金につきましては、市内に発生した火災、風水害、震災及び非常災害による罹災世帯、またはその遺族等で葬祭を行う者に対しまして、災害見舞金として死亡された場合については10万円、住居が全焼、全壊した場合同じくは3万円、半焼、半壊の場合につきましては2万円等を支給させていただいているというものでございます。

確かに賀茂郡下の各市町と比較しますと、金額の違いが見られます。議員からご指摘がありましたので、見舞金の額につきましては、省略をさせていただきますが、金額の違いが見られるため、今後、見舞金の額につきましては検討をさせていただきたいというふうなご答弁にさせていただきたいと思っております。

次に、精神障害者医療費助成金につきまして答弁をさせていただきます。

この医療費助成金につきましては、精神障害者、またはその保護義務者に対しまして、医療費の助成を行うことによりまして、経済的負担の軽減と精神的援助を図り、もって精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的として、精神障害者医療費助成制度を行っております。

この制度の助成を受けることのできる者につきましては、入院期間が引き続き3カ月を超えた精神患者の方、またはその保護義務者に対しまして、月額5,000円を上限として医療費の助成を行うという制度になってございます。

この制度につきましては、昭和60年7月に2,000円の助成で始まりまして、昭和61年に3,000円、平成元年には1万円、平成16年の財政状況によりまして8,000円に減額をさせていただいております。平成18年には5,000円の助成ということで、ここでも減額をさせていただきまして現在に至っているという状況でございます。

この制度におきましても、賀茂郡下の各市町と比較しまして、金額に違いが見られることは今ご指摘のとおりでございます。金額につきましては、先ほど議員ご指摘がありましたので、説明を省略させていただきますが、これにつきましても、医療費助成金の額につきまして、検討させていただきたいというご答弁をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（平山雅仁君） 私のほうからは、賀茂郡下各町と比較して、有害鳥獣駆除報

償金が低いということに対しまして増額を求めるということをございまして、それについて答弁させていただきます。

下田市の有害鳥獣駆除報償金は、先ほども議員のほうから説明がありましたが、イノシシ、鹿に対して、1頭につき3,000円、猿は1頭につき2万円の報償金を支給しています。この金額につきましては、同額の町もございしますが、賀茂郡下では一番低い額となっております。この報償金は、狩猟免許を所有し、地元猟友会に登録して、下田市有害鳥獣捕獲許可を受けた者が捕獲した場合に、所定の申請に基づき支給できるものであります。よって対象者は限定されてしまいます。仮に単価を上げたとしても、結果的には同じ者に対してさらに多くの捕獲を期待するということになってしまいます。

確かに報償金の単価を増額するのも捕獲意欲が向上し、捕獲頭数を増やす一つの方法とは思いますが、猟友会のメンバーも高齢化していて、新規加入者も少なく、鳥獣捕獲の担い手が減少していることから、将来的に安定的な効果が期待できません。

先般、全国的に鹿、イノシシ等による被害が深刻化してきていることや、狩猟者の減少、高齢化等により、鳥獣捕獲の担い手が減少していることから、鳥獣捕獲の一層の促進と捕獲等の担い手の育成を目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法が法律名と内容が一部改正されました。

主な改正内容は、広域的に管理を図る必要がある指定管理鳥獣に対して、国や県が捕獲事業を実施することができることや、国の認定を受ければ、鳥獣を捕獲できる認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入及び網猟免許やわな猟免許の取得年齢の引き下げ、これにつきましては、二十歳から18歳に引き下げることが規定されております。

この法律改正を踏まえた当市では、有害鳥獣対策として今後若い世代の方々狩猟免許を取得し、地元猟友会の充実や捕獲頭数のアップによる有害鳥獣被害軽減を図ることを主眼として、狩猟免許取得等の助成や捕獲報償金の増額を含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金の軽減についてお答えさせていただきます。

急傾斜地崩壊対策事業は、県施行によって行われておりますが、通常事業費の10%を負担しております。急傾斜地事業の当初、昭和50年ごろからだと思われませんが、その当時、負担

金は地元受益者が2分の1、市2分の1で負担してまいりました。先ほど議員がおっしゃいましたように、平成19年度、新規応募事業からこの負担金につきましては、地元受益者のみの負担とさせていただいております。

この負担の軽減につきましては、実施時期により、事業実施地区内におきまして、負担額の不平等が起こらないように、負担率も含めて条例制定に向けて今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 大きな項目別に分けて質問させていただきますので、よろしく願います。

○議長（土屋 忍君） どうぞ。

○14番（大川敏雄君） 庁舎の建設の候補地についてでございますが、室長は過日の質問なるべく早く着工したいんだと。そうじゃないと、28年度のこの事業債の適用ができなくなってしまうと、こういう発言もされたんですが、実際に、この事業債の適用を受けるには、28年度に着工していなければならん。通常の間考え方としては、当初予算において28年の4月から、あるいは実施設計をその年に入れたとしても、秋口には着工して28年、29年度にはもう完成するというのが大体通常考えられる日程なんですね。

そうすると、28年度の着工ということを考えてみると、先ほども言いましたけれども、非常に時間的に、準備の、ないわけですよ。スケジュールが当然前倒しになるので、私としては本当に6月にこの協議会その他をやって、はっきり当局の考え方を示さないと、とっても先ほどじゃないけれども、9月のときに決定をするなんていうのは、なかなかこれは至難のわざだなど、こう思いますが、具体的に、当局でまだこの28年度の着工を前提にした、いわゆる建設スケジュールは庁内で十分検討されていないというのは、これは本当におかしいと思うんですが、もう一度、当然これは、全員のあの文化会館でやったときに、こういういわゆる計画で、スケジュールでいきますよというのが、これは実質的に変わってくるわけだから。そして、しかも6月議会の全協においても、今回の場合においても、いわゆるスケジュールは変えませんというんですから、スケジュールというか。この事業債を適用をさせるという前提になったら、それに基づくスケジュールがあつてしかるべきだと思う。この点についてはどうですか。

○議長（土屋 忍君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 先ほども申し上げましたけれども、申しわけないんですが、庁内における議論検討をまだ行っていないということで、担当課として種々考えているところは、もちろんございますが、こちらでいついつまでにこういった形で変更するというような意思決定をまだしていないということです。申しわけございませんが、その辺につきましては、そういったことをご理解いただきたいと思います。もちろん28年度に間に合わせるようにということで努力しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 市長、全協も開催する必要性は理解をして、なおかつなるべく早くやりたいという意向はわかるんですが、少なくとも今回、こういう起債、事業債の適用を前提にして位置変更をしているということになると、もう全協も、そしてしかも、ある一定の候補地を考えているというんだったら、正々堂々とこの今回の議会終了後でもいろいろですから、いわゆる議会に、議員の3分の2の同意がないと通りませんよ。それをだらだらやっていたら、本当にこれは非常に難しくなるので、ぜひ私の意見としては、この終了後、直ちに全協を開いて、そして今、当局が考えているこの建設予定地というのはここで、どういう規模で、わかる範囲でね。そのときにスケジュールぐらい、やっぱり発表できなければ、議論にならないわけですよ。その辺は市長、どうなんですか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 先ほど言いましたように、時間軸からすれば、なるべく早くという作業が求められていることは確かです。その第1段階といたしましては、議員の皆様全員協議会で場所の明示をし、そして、そこでいろいろ提示できる内容を準備をしていかなければならないというふうに思っております。

担当課のほうでは、順次準備はしておりますが、先ほども室長からありましたように、この場でまだそこまで言えない状況でありますし、庁内の中できちとした意思決定をされていないところもありますので、そういうものを準備はきちとしておりますので、皆さんに提示できる段階では、それなりの環境を整えてというふうになっていくと思ひますので、その時期をお待ちいただきたいと。

ただし、先ほども言いましたが、そうだらだらやっているわけではございませんけれども、時間軸からすれば、何カ月も先というふうにはいきませんので、なるべく早くということは、もう担当も考えておりますし、先ほど副市長からもありましたように、地権者等の関係の中

でもだんだん意思決定もしてきておりますので、なるべく早くということの中でご理解いただければというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） それでは、全員協議会の遅くてもいつ頃まで実施をするという意味はないですか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 先ほど言いましたように、きちっとした条件が整い次第ということで、それが整いつつありますので、なるべく早くということの中で思っておりますので、ご理解いただきたいとします。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） ぜひ私としては、この今の状況からして、建設スケジュールからして、やはり今議会の終了後、直ちに全協を開くぐらいの積極的な姿勢が必要だという気持ちを持っておりますので、お聞きください。

それから、2番目に、鵜島防波堤とこの東防波堤、一応市長もぜひ上部機関と話してみたいということなので、これはよろしく一つやるべきだと思います。

それから、旧ドックのこの1万坪の土地でございますが、これは市長も言ったように、大変いわゆる国の政策として、あるいは県もそうですが、レベル1については、旧町内に浸水をさせないと、これもレベル1に対する姿勢なんです。ですから、外防波堤もしっかりと早くやると。それで鵜島も東防波堤も強化すると。なおかつ、もったきたらこの1万坪の土地を防災拠点としてきちっと県にお願いをして、県有地、恐らくなかなか民有地を持っていても、こういう状況だと、これは地主も条件がそろえば手放したいという気持ちもあるんじゃないかならうかと思えますよ。

そうだとしますと、僕は思うんだけど、いわゆる県有施設というのが、この賀茂郡にはないんですよ。天城を越えたり、西も全て病院だとかいろんな施設があります。この天城以南の賀茂郡下だけきちっとした施設がない。そういう点では、いわゆる日本全国有名な、この津波の高い、また災害が起きやすい、そういう地域でございますので、この1万坪の土地については、ぜひこれは県有地として、竹内さんが言ったように、命山でもいいし、あるいは、また1万坪の活用を防災の拠点として、英知を絞って、こう利用したらどうだという提言をしながら、県に一つ、これこそ土地を買ってもらおうというのがいいと思えますが、もう一度この点については、ご回答を願いたいと思えます。

それから、これはお願いなんです、市長が言うには、私はこの平成2年の3月に、これは市がつくった構想ですが、これをやっばりあと6年後、いわゆる外防波堤ができると。当時、私は実際にもう議員になっていたんで、その当時の状況を思い出すんですけども、いわゆるこれをつくったのは、泊地が2倍になると、それを有効に活用しようじゃないかということで、国も県も一緒になってこれは検討した結果です。

ですから、ぜひこれが即云々じゃなくて、あと6年もすればもうでき上がるので、それをどうするか。泊地が2倍になったときに下田の港を利用していかと、利用計画というのはやっぱり検討すべきだと思います。

そういう点では、港湾対策協議会というのは、非常に優秀な、国から県からメンバーがそろっているわけです。ですから、そういう議論をしてもらおうと。そして、港湾対策協議会の中で、いや、これは専門的にやっばり錢もかけて検討しようじゃないかといったら、それでもいいし、これはぜひ港湾対策協議会の、この機能からいって、設置目的からいって、ぜひこの検討をしていただくというふうなこともいいんじゃないかなと思いますよ。これはぜひお願いします。

あとのその各町との比較においての差は、差があることはもう事実なので、ぜひもう一度市内でよく検討をしていただいて、もう当時の協議会の中で、ほかの町と周辺の町と比較して、余りにも格差があつてみっともないじゃないかと。町と同額にしよう、あるいは同じレベルにしようという、もう意向がそろったわけで、これが合併がペケになったら、もう忘れちゃよというのじゃ、これはまずいわけで、ぜひこれは今後一つ市内でよく検討していただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 下田のドックの跡地というのは、本当にどのように利活用するかという事は、下田のまちづくりにとって大きなキーワードだと思います。当初はそちらを再開発地区計画に指定するという事の中で、商業施設等を中心に下田のにぎわいをつくるという、活性をつくるというようなこの中で目的に合つて、そのように今なっていると思います。

しかし、こういう南海トラフの巨大地震や津波の想定というようなことが起こりまして、港湾をどういうふうにもた整備していくかというのは問われている中であります。そういう中で、外防波堤があり、またこの鵜島、あるいは東の防波堤を補強することで、二重三重で津波をとめていく。

その中で、まちの入り口でありますドックのところ、アクションプログラムの中では、場所というのはまだ限定はされておられません、防潮堤、水門という中で、レベル1の津波をとめることで、結果的には町の、旧町内の浸水をゼロにしたいというような計画にもなっております。

そういう中で、どこにどういうふうにつくっていくのかということがありますが、ただそれも、じゃどういうものをどういうふうにつくったら、本当にどういいのか悪いのかという論議は、もう当然、地元の中で論議されなければいけないところでありますけれども、そういう中で、場所が防災上大きな拠点になり得る、整備の重要なポイントになるということは、今までなかったことでありますので、そういうことを踏まえて考えるべきだと思います。

ただ、所有は民有地でありますので、こちらが強制的にそれを使うというわけにもいきませんし、そういう中で、またそういう災害の対応をするために、この地区計画との整合性というのもあるかと思ひますし、また見直し作業ということにもなれば、またいろいろな要件が出てくると思ひますので、そういうものをトータルに考えまして、あの部分の利活用が、まちのにぎわいづくりに寄与するということは重要でありますけれども、防災対応にとってもどういうやり方があるのかということは、考えなければならないと思ひます。

それから、この整備構想に関しましては、先ほど言いましたが、これは平成元年ということの中で、もう二十数年もたっている中で、いろんな状況が変わっております。経済状況も変わっておりますので、そういう中で、やはり見直さなければならないところがあります。それは、まちのにぎわい、あるいは港のにぎわいと、あるいは水産業の活性、そういうものも重要であります、防災上もあります。

例えばであります、城山公園の下のところ燃料のタンクがあるということの中で、市民の皆様からは東日本大震災のときの気仙沼とか、ああいうところの事例で、ああいうタンクがあることで、まちの中に火災を起こすというような危険性はどうかということ、何とか対応はというようなことも言われております。

そういうことを含めると、港湾全体の設計図を書いて、そういう施設はどこにあるべきか。そしてその施設が防災のそういう被害だけじゃなくて、船に使われる、あるいは、緊急のときにどういうところにあつたらいいのかということを考えて配置しなければならないということになりますので、1つだけ捉えても大きな港湾の計画の中で位置づけられますので、そういうものを含めて、当然港湾のことを5年、6年の中で、外防波堤が完成しますので、それを待つてではなく、それを迎える形で、早くスタートしなくてははいけないかと思ひます

ので、これはまた港湾対策協議会、あるいはマスタープラン等の中で、整合性を持った形で早く進められるように、私からも指導したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） これをもって14番、大川敏雄君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

10分間休憩いたします。

午後 3時15分休憩

午後 3時25分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位7番。1、避難ビルについて。2、南海トラフ大震災から、市民の生命財産を守ることにについて。3、下田保育所の避難所について。

以上3件について、4番、土屋雄二君。

〔4番 土屋雄二君登壇〕

○4番（土屋雄二君） それでは、6月議会最後の一般質問に入ります。

新和会の土屋雄二です。一般質問の前に、6月定例議会より多くの新課長が加わり、新しい議会が始まりましたが、現在の下田市には重要な問題が山積しており、しっかりと足もとを見詰めつつ、子供や孫の時代を見据え、市民の期待に応えられる議会にするように、議員ともども頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、本年度より2年間、県より地域防災課長さんが出向されて大変喜んでおります。今までは、県の管理する河川や港湾の問題がなかなか進みませんでした。下田の減災問題は、これからの2年間にかかっていると言っても過言でないと思っております。県とのパイプ役となり、下田市民のためにご尽力のほどよろしくお願いいたします。

一般質問を行います。

避難ビルについて。

法務局の避難ビル指定につきましては、37年間土地家屋調査士としてかかわってきましたので、私個人でお願いいたしました。下田市として責任を持ってお願いすべきと思い、12月議会で申し込んだ避難ビルにつき、下田市においては、津波避難ビルに値する建物が少ないのが現状で、高齢者、幼児、避難要支援者の避難を確実にするために、避難ビルの数を増や

していかなければなりませんので、建物が値するか、どのような整備が必要か等を調査し、避難ビルを増やしていく努力をしなければならぬと考えておりますとの答弁でしたが、調査結果についてお伺いいたします。

各建物は鉄筋コンクリート造3階建て、陸屋根、1、東本郷一丁目の建物。固有名称は省かせていただきます。2、東本郷二丁目の建物。3、西本郷二丁目の建物について、どのような結論に至ったのかお伺いいたします。また、法務局の避難所指定につきましては、稲生沢小学校、中学校、下田高校に今月中に学校訪問して周知したいということでしたが、どのようになっているのかお伺いいたします。

続きまして、南海トラフ大震災から市民の生命、財産を守ることにについて。

極力、地域防災課長に答弁をお願いいたします。静岡県を考えを知りたいためにお伺いいたします。

南海トラフ大震災について、内閣府から被害想定が2回発表されました。1回目は平成24年3月31日、50メートルメッシュ、津波高、市内25.3メートル。この発表により、市庁舎の建設位置が現在地に決まっていたのを6月議会で敷根の高台に変更いたしました。ただ、津波高の25.3メートルに驚き、50メートルのメッシュの意味が正確に伝わらなかったのは非常に残念でした。2回目は平成24年8月29日、南海トラフ巨大地震、最大クラス、津波高、狼煙崎付近、最大33メートル、浸水深、浸水深というのは、足もとから津波の高さだそうです。下田市役所、最大5.5メートル。

この間に市長が変わり、市庁舎の建設位置が敷根と現在地付近とに変わり、浸水深が5.5メートルなら何とかなるのではないかと考えたと思われます。このとき地震、津波による最大死者数、下田市で約5,100人、最大全壊消失棟数、約3,700棟と大きな被害想定が発表されました。

静岡県第4次地震被害想定で、平成25年6月27日、第1次報告、レベル1とレベル2の被害想定を公表。下田市役所、レベル1、0.67メートル、レベル2、6.74メートル。平成25年11月29日、第2次報告、ライフライン等。

ここで質問いたします。

被害想定の数値は、どのような方法により算出されたのか。どこの地域で大きな被害が想定されるのかお伺いいたします。

稲生沢河口と下田港湾区域は、避難港となっていると思われますが、不法係留や廃船の放置について、台風ときは島から避難船も多く、地元の船も入れず、西伊豆の港に避難する

ことが多々あるそうです。不法係留や廃船の放置はどのような船が何隻ぐらい係留されているのか、把握状態についてと、どのような対策をしていくのかお伺いいたします。

平成26年3月訂正、下田市地震津波対策アクションプログラム2013の減災目標で、想定される犠牲者を今後10年間で8割減少させることを目指す。達成時期、平成34年度末。約5,100人の犠牲者、死者を取り組み後には約1,020人にするために、91アクションを盛り込みましたとのことでしたが、質問させていただきます。

3の重要施策、ア、津波を防ぐ施設高の確保、この項目で、津波レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足している箇所については、津波を防御できる高さまでかさ上げするという対策を進めていきますということですが、この棚上げする堤防は、どこの堤防で、どのように工事が行われるのかお伺いいたします。

重点施策（ウ）の静岡モデルの推進について、わかりやすく、具体的な説明をお願いいたします。この91アクションで、8割の犠牲者、死者が減少する根拠について説明をお願いいたします。

私は、津波が来たら一番被害を受けるのは、旧町内と東西本郷だと考えます。地盤が低く、人口密度が多いからです。鉄製の大きな船や流木などがまちに流入すれば、多くの市民の生命、財産を失うこととなります。それを防ぐには、津波バリアを設置する方法が一番と考えます。津波バリアは簡単にいえば、道路のガードレール的なもので、観光地にふさわしいデザインや、日常生活にも利用できる方法を考えるべきと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

津波バリアの説明資料を議長の許可を得て議席配付しましたので、参考にしてください。

最後に、下田保育所の避難所について。

下田保育所は、定員150人で、平成26年4月1日現在、0歳児2人、1歳児10人、2歳児18人、3歳児18人、4歳児24人、5歳児29人、合計101人、充当率67.3%。職員は、保育士18人、園長を含む。調理師4人、合計22人体制で運営しております。

下田保育所は、浸水深8.53メートルで、避難が必要な地域です。私たち総務文教常任委員会は、3月議会の協議会で、朝日小学校、下田小学校、下田保育所の避難所の視察を行いました。

下田保育所の避難所は、大安寺上墓地の中となっております。保育所を出て60メートルで、国道136号線に出ます。そこを右折し300メートル、途中信号機があり、トンネルを抜けて右折して大安寺境内に入ります。そこまで歩道がありますが、幅が1メートル以内で、トンネ

ル内は75センチで道路との高低差18センチ、リヤカーは50センチぐらい道路に出ないと走れません。非常に危険だと思います。そこから100メートルぐらいで避難所に着きますが、うち残りの50メートルは傾斜角20度から1番急なところで25度ぐらいに感じました。着いたところが50平方メートル、約15坪ほどの平らな高台でしたが、手すりもなく、地震や雨風をしのぐには、大変危険なところですよ。墓石は地震に非常に弱く、転倒しやすく危険です。私はこの場所は幼い子供たちの避難場所としては適さない場所だと思います。当局の考えをお伺いいたします。

私の考えでは、保育所から一番近く、敷地まで100メートル、建物入り口まで100メートル、合計200メートルで、下田市で一番地震に強い免震構造で建築された建物に避難できます。大切な子供たちが熱を出したり、けがをしてもすぐ対応できます。もと下田南高校の玄関口の南高橋も残っており、車どめパイプが2本入っておりますが、1.4メートルの空間が3カ所あります。問題は国道136号を横断することのみで、横断歩道を渡るとき、大きめの旗を用意すれば大丈夫だと思います。下田メディカルセンターは、浸水深8メートルの鉄筋コンクリート造、3階建て陸屋根、築3年、私はここ以外の避難所はないと確信しております。当局の考えをお伺いいたします。

また、下田小学校につきましては、春日山に続く道路に出るところに階段をつくる必要を感じました。朝日小学校は、地域と連携して、備蓄倉庫や避難道路の整備などとてもすばらしく感じました。

以上で主旨質問を終了いたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、土屋議員の質問にお答えをさせていただきますが、土屋議員からは、防災を中心にご質問をいただきました。東日本大震災発生から3年以上たちましたが、その復旧・復興は順調とは言えない状況にあります。

私も4月に職員を派遣しております、岩手県山田町へ訪問し、佐藤町長よりご苦勞を聞かせていただきました。防災対応、復旧・復興の対応の重要さ、そして大変さをひしひしと感じた次第であります。南海トラフや相模トラフの巨大地震、またはそれに伴います津波等の被害想定に対しまして、このまちがどのように対応していくかということは、常に意識をし、対応していかなければならないということだと思っております。

今回、そのような思いに対しまして、土屋議員から具体的なお質問をいただきましたが、

詳細なお答えをするため、また県の考えをというご要望もありますので、まずは教育長、また担当課よりお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、私からは、下田保育所の避難場所について、まずお答えをさせていただきたいと思います。

まず、現状でございますけれども、現在の下田保育所の一時避難場所でございますが、大安寺裏山のゲートボール場跡にしております。園としまして、私たち教育委員会と一体となった避難訓練を繰り返して実施をしております、全ての園児が高台に避難を完了するまで約10分と、こういうことになっております。現状では、今後も訓練を繰り返し行うことで、避難時間の短縮、または避難に十分なれる、こういうことを目的にして訓練を続けていきたいと、このように思っております。

また、この避難場所でございますけれども、おかげさまで下田幼稚園からの避難路も完成をしまして、この大安寺ゲートボール場までたどり着けば、ここで下田幼稚園との接続、連携も可能な場所と言えるのではないかと、このように考えています。

しかし、議員ご指摘のとおり、避難場所に着くまでには、急な坂道を上らなければならない、その前に、ご指摘のあったトンネルの中の状況もそうでございますけれども、決して安全に、しかも楽にその場所にたどり着ける、そういう状況ではないと、こういうことを承知をしておりますけれども、大安寺のゲートボール場を避難場所として設定させていただきましたその時点では、先ほどもお話がありましたけれども、津波高25.3メートルに対応できる場所として位置づけをさせていただきました。その後、津波想定浸水深8.53メートルが示されましたけれども、訓練につきましては、そのまま大安寺ゲートボール場への訓練を続けてきていると、こういう状況でございます。

発災時には、最も安全な場所への避難が必要と考えますので、現在、園長と職員と一緒に、例えば、折戸方面、鍋田方面、あるいは近くの消防署等、対応可能な避難場所、これを調査検討しているところでございます。

議員から避難場所として今回ご提案をいただきました、下田メディカルセンターでございますが、ここは津波浸水区域でありまして、3階以上への避難が必要となり、病院関係者、あるいは入院されている方々を中心として、100人以上を避難させなければならず、また、相当の混乱が想定される中、実際の訓練等でも時間がかかっていると、こういうことを伺っております。

医療救護活動を行う救護病院にも指定されているとのことですので、園児の受け入れは難しいのではないかと考えているところではございますけれども、今回、ご提案いただきました下田メディカルセンターも視野に入れまして、引き続き検討をしてみたいと、このように思います。

下田小学校から春日山への階段の必要性につきましては、春日山が緊急の避難場所として整備された折には、下田小学校のグラウンドから道路に出るところに階段があれば、大幅な避難時間の短縮になると、このように想定されます。急傾斜地崩壊対策事業が決定した折には、予算をお願いをしまして、早目の施工をしていきたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 議員からは、県とのパイプ役ということで多大な期待をいただいておりますけれども、できるだけ努力をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、避難ビルについてお答えいたします。

それぞれの東本郷一丁目、二丁目、西本郷二丁目ですけれども、それぞれの地域の建物につきましては、調査はいたしました。ただし、その新耐震設計基準に適合されていないものが非常に多いものでありまして、適合するものも余りありません。適合するものであっても外部から見ると、外階段がついていないものが多いものですから、なかなか津波避難ビルとして設定するのは難しいと思われまます。

この津波避難計画を策定する中で、どこに必要かというものを考えながら、津波避難ビルとして要件に当てはまるものかどうか、詳細な確認をいたしまして、基準に適合していれば所有者と使用に関する協定を交じわすなど、適切な措置をしていきたいというふうに考えております。

それから、大変申しわけないんですけれども、法務局の津波避難ビルの指定の件なんですが、前課長に問い合わせたところ、当初予定されていた防災連絡会があったそうなんですが、それがちょっと都合で流れてしまいまして、現在、ちょっとまだ稲生沢小中、それから下田高校には直接はまだ話をしていない状況でございます。ただし、新聞や広報、それから防災だよりなどを通じまして住民への周知をいたしております。また、津波ハザードマップのほうにも記載されておりますので、それが各戸へ配布されていることで、避難場所、避難経路等の位置は確認できるように努めていることでもあります。

各学校への説明につきましては、また今後、防災訓練等でいろいろ打ち合わせもありますので、その中で私のほうから説明ができるようにというふうに考えておりますので、それでご容赦願いたいと思います。

続きまして、南海トラフの大震災から市民の生命、財産を守るについてですけれども、まず被害想定の数値の算出方法と、どこの地域で大きな被害が想定されるのかということについてお答えいたします。

県から聞き取りをしましたところ、県の第4次地震被害想定算出方法は、国が想定しました最大クラスの地震、津波、それから過去に100年から150年単位で繰り返し大きな被害をもたらしている地震、津波の双方につきまして、それぞれ国が想定に使用した地震津波モデルをもとにいたしまして、震度分布、それから津波高、津波の到達時間、浸水域、地盤の状況、そういったものを、国の想定ではかなり粗いものを、県の持っているデータを加味しまして、市町村ごとに人的被害や物的被害などを推計したものでございます。

被害の大きい地域につきましては、県の想定では、市町村ごとでしかやっていないものですから、下田市内でここが大きい少ないというのは、なかなかちょっと個別には出しにくいところではありますが、もともとのいわゆる被害の想定自体が、人口とそこの地形、それから、そこでの津波の浸水深等を加味して計算しているものですから、当然、人口の多い旧町内や東本郷、西本郷地区については、人的被害としては一番大きいものになるかということが推察されるものでございます。

続きまして、津波の防御できるかさ上げの場所と工法と、あと静岡モデルの説明ですけれども、県の提唱する静岡モデルにつきましては、ハード整備については、想定の上1ベースとして、それから1,000年に一度の上2に関しては、その上1に対するハード整備とソフト対策を組み合わせることを基本としております。

県内の東部、中部、西部につきましては、この方針で実際の対応をしておるんですが、なかなか伊豆地域については、地形特性がやっぱり全然違うということのものですから、現在、県とともに伊豆地域における静岡モデルについて、検討を一緒に実施しているところでもあります。そうなりますので、堤防等の施設についても、現在どういったものがあるのかというのを県とともに検討中でありまして、どこの堤防をどれぐらいという数値は、今のところ持ち合わせておりません。

続きまして、犠牲者が8割の減少の根拠はということですが、まず市のアクションプランですが、これは県のアクションプランに準じてつくっているという、県のアク

シヨンプランに沿ってつくっているというものでございます。

そんな中で、県のアクションプランの目標なんですけれども、静岡県では、県民のとうとい命を全力で守るという決意のもと、想定される犠牲者を今後10年で8割減少させる、これを減災目標として設定いたしております。

このため、8割という数字には、実際にある積み上げではないということです。ただし、これは全ての施設を計画どおりにやれば、できれば県の計画でも、当然8割以上減少させることは可能であるということなんですけれども、やはり全ての事業が県の計画どおり、当然、補助事業等もありますので、やれるとは限らないと。なので、それを達成するために、できるだけ進捗させるということで、8割という数値を目標としてやっております。

したがいまして、市の91のアクションプランも県の施策も幾つか入っておりますので、県の8割という目標と同じく、これを8割という目標を各種対策にとるという決意表明、決意として掲げているものでございます。

最後に、津波バリアについての当局の考え方はということですが、津波バリアにつきましては、現在、北海道において幾つかの実績がございます。東日本大震災においても一定の効果が見られたという報告書も上がっております。

しかしながら、いずれも下田に比べまして想定の上水深が相当低いものでございました。下田市の旧市街地の想定で設計すると、同じものを、相当な高さで規模になってしまうということになりまして、また設置場所によりましては、港湾区域といわゆる陸地と行き来に支障を来す場合もございますので、多くの課題がまだ想定される段階でございます。

今後、また県と住民とも協議を行って、先ほど言いました伊豆地域における静岡モデルの中でもそういったものも交えてやったほうがいいのかどうなのかということも考えまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） 一問一答でお願いしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） はい。

○4番（土屋雄二君） 今、不法係留の廃船数とその対処についてというのが抜けていましたので、後からお願いいたします。

前課長がしっかりと引き継いでいかなかったせいか、学校側への通達ができていなかったということらしいですけれども、西本郷の一丁目と東本郷の一丁目には、多少は避難ビルが

あるんですけれども、東本郷の二丁目というのは、このビルが使わせていただけないようだと、公共のものじゃないから強制力がないし、避難ビルをつくるなり、稲生沢川の近くであるし、非常に危険な地域ですので、また防災を考えていく上で考えていただきたいと思いません。

昨日、竹内君の質問にありましたが、西本郷のところに避難ビルをというようなことがありましたが、あの地域は以前、僕が急傾斜地で一部工事が済んでいない部分で、それと合わせて一時避難ができるような構造でやっていただけたらと思います。

それで、今日はここにメディカルセンターの管理者がおりますので、どうも余りよい答えが、援助が難しいというようなことを言っているようなんですけれども、昨日、鈴木 敬議員と少子化問題について議論をしておったんですが、少子化で大変だから、子供ができるように対処しよう。せっかく生まれてきて、0歳から5歳の子を粗末にして、何が少子化があんた、語れますか。もう生まれてあらわれて、とてもめでたい子なんですから。

それを大切に、粗末にしないで、生まれてくることを考えていたら、今あるのを大切にすることということで、ぜひ下田市で、私は7年と2カ月、病院議員をやっていますが、つくるまでには非常に苦労しました。できてから寂しいことがいっぱいありました。せめてこの子供たちが避難ができるように、安全になれるように、本当努力していただきたいと思いませんが、答弁をお願いいたします。

◎会議時間の延長

○議長（土屋 忍君） ここで会議時間を延長いたします。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） では、私のほうから、そのメディカルセンターの利用のことに关してお答えをさせていただきます。

当然、避難ビルなり避難タワーなり、そういう避難をできる場所が近くにあれば、それを使うというのが大前提だというふうに思います。そういう形で、当然緊急時に来られた方をだめですよということ追いつきということではできないことでもありますし、その辺のところは対応する状況にあらうかと思いますが、ただ公式にここを避難ビルとして活用していただく、あるいは避難訓練の中でそこを避難場所として訓練をしていただくということのためには、やっぱりそれなりのきちっとした対応をしなければいけないというふうに思います。

メディカルセンターの建物であります。浸水深、最大8メートルという中で、3階の部分、それから屋上というのは、避難場所としてできるだろうという想定になっておりまして、病院も内部の患者さんを避難させるには3階へ、あるいは屋上へというようなことの想定で訓練をされているところであります。

しかし、構造上から考えますと、まず外階段というものが屋上まで行っておりません。3階でとまって3階へ入るといった形になっております。そして、屋上への入り方は、外から入らず、3階の階段からペントハウスへ行って屋上へ出るというような状況になっているところがあります。

そういう中で、先ほど言いましたように、緊急時のときに選別するということはできませんけれども、通常の中で訓練し、緊急時に円滑な避難という、ビルとして利用するためには、やはり整備をし直さなければならないところがあります。まずは外階段として、やはり屋上へ行けるような環境をつくりませんといけません。

そして、先ほど言いましたように、病院の中に患者さんがいらっしゃって、患者さんの避難も大変重要であります。そのために病院の中に余り入っていただきたくないというのが実情だというふうに思います。それと、災害に対しての対応する病院としてありますので、医療施設のある部分に、余り外部の人たちが入られることで、その後の医療体制が崩れるということもやっぱり避けなければならないということになります。

そうしますと、なるべくやはり中に入らずに、屋上に避難していただくというシステムを整備しなければ、この対応はなかなかできないのかなというふうに思います。そのために補助制度もあろうかと思っておりますので、そういうものを使って、どういうふうな整備ができるかということこれから考える状況でもありますし、地域のことでありますし、下田にありますので、それほど厳密なことではなく、下田市が負担すればいい話ですが、共立体制の中でも、一つ利用として承認も得なければならないこともあろうかと思っております。そういう状況を上手にクリアしながら、なるべくそういうものに利用できるようなことを考えていきたいというふうには思っております。

また、それ以外に駐車場等もありますので、敷地内に何らかをつくるのが有効なのかということも一つの案だというふうに思っております。メディカルに関しましては、そういうふうを考えております。

○議長（土屋 忍君） 土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） メディカルが公立病院であって、緊急避難ということですから、普段

練習するというのが非常に難しい部分もあるかもしれないけれども、もうぜひともそういう厳しいところで、日頃保育生活をしている子供たちですので、しっかりと受けとめてやって、子供を大切にする下田市だというふうにしてください。

それから、教育長さん、余りリヤカーだとかお寺というのは、さっき言ったように、墓石は落ちやすいし、2次被害があったら大変困りますから、これはよそうよ。そういうふうな方向で考えていただきたいと思います。非常にこれは、人生後悔のもとです。

それで、聞きますが、敷根の今度できた保育園の定員が121人で、今109人だと。12人足りないから、ちょうど0歳児が2人で、1歳児が10人だと、そうですね。避難するときも一番やっぱり大変ですね。3人一緒に抱えることなんかできないんだから、2人も。だから、この移転というのは簡単にできないんですか。ちょっとお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 下田保育所の0歳、1歳児をこども園に移動できないかということなんですけれども、現在、下田保育所には、先ほど議員が言われたとおり、0歳児が2人、1歳児が10人、そして2歳児が18人在籍しています。3歳児以上は園児が自分で走り、低年齢児については緊急時は避難者リヤカー、おんぶ等で搬送を想定しています。

認定こども園は定員に満たず、充足率が満足していないので、下田保育所の0歳児、1歳児を12人全て受け入れるべきではないかということなんですけれども、こども園には、現在、0歳児が2人、1歳児が10人、2歳児が20人在籍しています。定員ではなくて、施設的には、0歳児についてはあと2人、1歳児についてはあと5人、2歳児についてはあと6人まで受け入れ可能な面積として整備しています。低年齢児全員を受け入れることは、今の状況ではできません。

下田保育所の入所において、兄弟とか職場とか住んでいる場所等によりまして、下田保育所への強い要望があってその要望を抑えてそちらに行かせるのはなかなか難しいのではないかと考えております。職員数が限られている中、保育所を2園運営するには、法基準に沿った職員配置が必要になります。現行程度の職員配置が必要です。配置した職員を活用するため、現行クラスの配置を維持していきたいと考えています。このような理由から難しい状況にあるのではないかと考えています。

こども園は、今年初年度であります。円滑な運営体制を確保するために、昨年度までのクラスの配置を基本的に考えスタートしました、来年度については、今年度の運営体制を受けて適正なクラス配置を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） 普通のときならそれでいいと思いますが、いつ来るかわからないという大災害を想定して、できる限りのことを十分準備すべきだということを念頭に入れておいていただきたい。

それで、このパンフレットをいただきましたね。これは敷根保育園は、0歳児を3人の予定と書いてあるんだけど、やっぱり0歳児2人のご両親は、下田の保育所のほうがいいのかということで、今下田に入っているという解釈ですか。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 私のほうから、今聞いている報告によりますと、兄弟がいたり、先ほども言いましたが、住んでいる場所から自転車で来て預けていくという方もいらっしゃるようなので、下田保育所を要望して入っているというふうに考えております。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） 私も、今課長から話があったように把握をしているわけですが、これは命にかかわることですので、上のほうは受け入れる可能性があるならば、それについて、今、下田保育所に通っている子供の保護者にも、しっかり説明をしてやっぱり働きかけをしていきたいと、このように思っています。

それから、先ほどお話いただいたリヤカーの件でございますが、もうあの坂をリヤカーで、子供を乗せて上がっていくということは、これはもう絶対危険な行為ではないかなと。これはもう誰が見ても避けるべきだというような感じなのはもう十分理解をしています。それから、トンネル中も大変狭いですし、歩道がわずかのところをリヤカーを通らせれば、当然、車は外れるわけですので、どうしても車道を通らなければならないという状況で、いざ発災時には、これもう当然、車のほうも焦っている、あるいはパニック状態ということも考えられますので、このリヤカーだけは何とか避ける方向で、これから対応考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（土屋 忍君） 土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） リヤカーはやっぱり、1年ぐらい前か、隣の鈴木 敬議員が、リヤカーで大丈夫かいと聞いて、その当時、何がリヤカーだかよくわからなかったんですけども、自分が見に行ったら、これはリヤカーと墓石はいかんと、つくづく思いました。大切な子供たちですので、十分気を使って責任が持てるように、健やかな子が育つように、教育してい

ただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） それでは、稲生沢川河口の不法係留と廃船の状況についてご説明させていただきます。

下田土木事務所の聞き取りになります。稲生沢川河口と下田港湾区域における不法係留や廃船の把握の状況でございますが、県は4年に1度、実態調査を行っているということでございまして、データの的には平成22年度に行われた調査におきまして、不法係留がプレジャーボートが51隻、漁船5隻の合計56隻を把握しているということでございます。また、この廃船と思われる船なんです。実際に廃船かどうかの確認が十分とれているかどうかはわかりませんが、と思われる船につきましては38隻となっております。

これらの対策としましては、管理者の下田土木事務所におきましては、個々の廃船に警告書としての張り紙等、周辺に関係者への周知看板を設置することにより、啓発活動を行っております。

廃船と不法係留の撤去は県が撤去を行うことが基本となっておりますが、下田湾には係留をする施設がないことから、現在のところ不法係留を移動させるような、撤去することが困難な状況にあります。廃船等の所有者には自主撤去を促しているところですが、所有者不明の場合は、県による代執行もあり得るということになっております。

また、今年度におきまして、数隻の廃船処理を行う予定となっております。今後につきましては、防災面も踏まえまして、よりよい対策の構築に向けて、関係者である県や伊豆漁協、それから海上保安部と協議を深めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） 同じ県の管轄ですが、静岡県警というのがあります。3分ぐらい車をとめておくと、駐車違反でパクリますから、これは何十年もとまっている船がよくて、3分間の車が、管轄は静岡県だと。実にいかん問題です。うちのじいさんも警察官だったから。防災課長、そういう理屈もあります。

この中に、キンメ船の売れる部品だけとって売ったりした廃船があります。その苦情が来っています。それで、津波が来ます。そうすると、まちの中に入ります。これは私は議会で言っているんですよ。それであなたがいないから話が通らなかった。

それで、この津波バリアというのは、そこでその入ってくるのを阻止するのに、どうい

方法がよいかという方法で考えたのは、津波バリアだったんですけども、やっぱり廃船が多いと非常に困りますから、それで、まだ引き継いだばかりでわからない部分もあるみたいですけども、今後ともよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（土屋 忍君） これをもって、4番、土屋雄二君の一般質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時15分散会